

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	65 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	43 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、結婚のため会社を退職し、昭和52年4月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

B市に転居した当初は、市の納付書を使って、1回から2回の国民年金保険料を納付した。その後、自宅に来ていた女性の集金人に保険料を毎月納付した。

B市に転居してからの国民年金保険料の未納はあり得ないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居した当初は、市の納付書を使って、1回から2回の国民年金保険料を納付し、その後、自宅に来ていた女性の集金人に保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、B市に転居した昭和57年12月から60歳に到達するまで、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間直前の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料を61年1月31日に過年度納付していることがオンライン記録から確認できる。この過年度納付時点において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間は6か月間と短期間であり、申立期間当時に特段の生活状況の変化はうかがえず、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和59年3月

結婚後に義母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は夫及び義母の分と一緒に義母が集金人に支払ってくれていたと思う。夫及び義母は納付になっているのに私だけ未納とされているのはおかしい。

昭和59年3月の国民年金保険料は夫婦共に口座振替で納付しており、未納となるはずがない。夫の保険料も未納になっているので夫と一緒に申し立てをしたところ、後日、夫の納付記録は年金事務所において記録が回復された。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に結婚し、結婚後は義母が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っており、申立期間②については、口座振替で納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②について、オンライン記録を見ると、夫婦共に昭和60年11月9日に納付書が発行された記録が確認でき、夫婦の納付状況から申立期間②に係る過年度納付書であると推測され、この時点で納付が可能である。

また、申立人は婚姻後、申立期間①及び②以外の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の夫も保険料の未納期間は無いことから、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は1か月である上、前後の国民年金保険料は納付され

ており、夫婦の納付意識の高さを踏まえると、納付書を受け取った申立期間②の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、特殊台帳を見ると、国民年金手帳発行日は同年6月となっていることが確認できる。この場合、払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は「保険料を過年度納付したという話を義母から聞いたことは無い。」と陳述しており、申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがうことはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする義母は既に死亡しており、当時の事情は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年10月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで
③ 昭和57年4月から58年3月まで
④ 昭和58年4月から61年3月まで

私は、A市に転居後、しばらくして母から勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、納付書が届いたので納付していた。

申立期間①については、昭和50年度の領収書には「済」と書かれており、国民年金保険料を納付したはずだ。保管している同年度から57年度までの領収書には、領収印のあるものと、「済」と書かれているものがあるが、A市役所で保険料を納めたとき「市の記録は納付済みになっているからこれでいい。」と言われた。

申立期間②については、A市役所で国民年金保険料を納付したとき、領収書に「済」と書かれたにもかかわらず、別の納付書が届いたので重複して納付した。

申立期間③については、昭和57年度の領収控えを持っている。

申立期間④の昭和58年4月から61年3月までの期間については、領収書は無いが、毎年送られてくる納付書で納めた。

必ず納めているので、申立期間①、③及び④が未納の記録とされていること及び申立期間②が重複納付とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が所持する社会保険事務所（当時）発行の申立期間③に係る昭和57年度分の国民年金保険料の領収控えを見ると、領収印欄

に領収印が無く、手書きで「12/10 済」と書かれている。申立人は、この領収控えを含め所持する領収書に書かれた「済」の文字は、保険料納付の際に役所又は金融機関が領収印の代わりに記載したものであると申し立てているが、役所又は金融機関が記載したとは考え難く、申立人自身が覚書として記載したものと考えるのが相当である。

このことを踏まえると、昭和 57 年度分の国民年金保険料の領収控えに書かれた「12/10 済」は、申立人が「12 月 10 日」に保険料を納付したことをメモしたものと考えられるところ、昭和 58 年 12 月のボーナスが支給されたころ申立期間③の保険料を納付したとの陳述に符合することから、当時の納付を示すものとして、この領収控えを長年にわたり国民年金手帳とともに保管していたと考えるのが自然であり、申立期間③の保険料については、納付していたものと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、特殊台帳、オンライン記録及び市の被保険者名簿から、昭和 50 年 11 月に任意加入するまで国民年金被保険者資格を取得した形跡が無く、申立期間①は国民年金の任意加入期間における未加入期間であることから、国民年金保険料を納めることはできない。

また、申立人が所持する A 市発行の昭和 50 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書を見ると、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの第 1 期及び同年 7 月から同年 9 月までの第 2 期の欄には納付不要の印が確認できる。さらに、同年 10 月から同年 12 月までの第 3 期については、「10 月」の表示を印で抹消し、保険料額は 2,200 円と当時の 2 か月分の保険料額が記載されているが、51 年 1 月から同年 3 月までの第 4 期の保険料額は 3,300 円と 3 か月の保険料額が記載され、第 3 期及び第 4 期には 50 年 12 月 31 日の領収印が押されている。これらのことから、任意加入した同年 11 月の保険料から納付が始まったことが確認でき、申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。なお、第 1 期から第 4 期までの領収印欄には「済」の文字が書かれているが、市は「保険料を収納する場合、領収印を押すことになっており、手書きで「済」と書くことはない。」と回答しており、これらの「済」の文字は、市の保険料収納を示すものではなく、必要な手続を終えたことを申立人がメモしたものと考えるのが相当である。

申立期間②について、申立人が所持する社会保険事務所発行の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料の過年度納付書を見ると、同年 10 月 21 日付けの郵便局の領収印が押されており、申立期間②の保険料を過年度納付したことが確認できる。

しかし、申立人が所持する A 市発行の昭和 51 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書を見ると、第 1 期の領収印欄には、昭和 51 年 5 月 28 日付けの A 市の領収印が押されているが、申立期間②に相当する第 2 期、第 3 期及び第

4期の領収印欄には領収印が無く、手書きで「済」と書かれている。このことについて、申立人は市役所窓口で第2期から第4期までの保険料をまとめて現年度納付した際に「済」と記載されたと陳述しているが、市役所窓口において、現年度保険料の収納の際に領収印が押されずに「済」の文字が書かれたとは考え難い。これらのことを踏まえると、申立期間②の保険料は現年度納付されなかったことから、社会保険事務所が発行した過年度納付書により郵便局で納付されたものと考えられ、過年度納付をした期間に相当する期間について、国民年金保険料納入通知書兼領収証書に申立人が「済」と記載したと考えるのが相当であり、申立期間②の保険料が重複して納付されたとは考え難い。

申立期間④について、申立人の資格に関する記録を見ると、特殊台帳から、昭和58年4月1日付で国民年金の任意資格を喪失したことが確認できる上、A市の被保険者名簿でも、同一日に資格を喪失した記録が確認できることから、申立期間④は、国民年金の任意加入期間における未加入期間となり国民年金保険料を納めることはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月

私は、申立期間当時、国民年金に任意加入して口座振替手続きをしたが、すぐにはできないと言われ、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて現金で納付した記憶がある。

また、私は、年金手帳を2冊所持しているが、古い方の国民年金手帳では、付加年金を含めて申立期間に任意加入したようになっているので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時学生であった昭和54年12月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を含む3か月間の未加入期間を除き、現在まで国民年金保険料の未納期間は無上、55年4月からは付加年金にも加入しており、年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する2冊の国民年金手帳のうち昭和54年交付の年金手帳によると、当該手帳の「国民年金の記録(1)」欄については、それぞれ異なる筆跡で記載されていることから、被保険者資格に変更が生じた都度記載されたとみられるところ、同欄において、申立期間の頭初である59年6月4日に任意加入被保険者として資格を再取得し、併せて付加年金に加入している旨記載されていることが確認でき、任意加入被保険者として資格を再取得した申立人が、手続を行った当月である申立期間(1か月)の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年3月まで

昭和45年8月ごろ、当時私が働いていた店の主人に勧められて国民年金の加入手続を行った。結婚後、1年近く遅れたが、A市からB市C区へ転居した際、C区役所で結婚届と一緒に国民年金の手続も行った。

申立期間の国民年金保険料については、わが家の経理面を担当していた義母が、私たち夫婦を含めた3人分の保険料を納付書により昭和51年4月から当時のD銀行E支店の外交員に毎月末に納付していた。56年ごろからは私が徐々に引き継いで3人分を納めてきたことをはっきり覚えている。

一緒に納めた母及び夫は納付済みとされながら、私だけが未納の記録とされていることに納得できず、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和56年ごろまでの期間については、店の経理を担当していた申立人の義母が、申立人、その夫及び義母自身の3人分の国民年金保険料を納付書により、取引銀行の外交員を通じて納付し、同年ごろからは申立人自身が、同様に3人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、自身も成人になってから義母の養子になっており、義母が保険料の納付などで夫婦の間に差をつけることはあり得ないと証言している上、オンライン記録によると、申立人の夫及び義母は申立期間の保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る年金記録に関して、i) オンライン記録によると、申立人については昭和50年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、約10年後の60年4月19日に当該資格喪失の記録が取り消された上、取り消されるまでの間、国の記録上被保険者資格を有しておらず、制度上国民年金保険料を納付

することができない期間となる 57 年 4 月から 59 年 3 月までの 24 か月の納付記録が追加訂正されているなど、不自然な記録訂正の経緯が確認できること、ii) 特殊台帳によると、57 年 4 月から 60 年 3 月までの 36 か月の現年度納付に係る納付記録について、各年度にその都度記載されたとは考え難い画一的かつ不自然な記載状況となっていることが確認でき、これらの記載が上記の不自然なオンライン記録の訂正が行われた同年 4 月ごろにさかのぼってなされた可能性が否定できないこと、iii) オンライン記録によると、取り消される前の資格喪失日が 50 年 1 月 1 日である旨記録されているが、一方、特殊台帳によると、資格の喪失が 51 年 1 月である旨記録されていることが確認でき、相互の記録に不整合が認められることから、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月
② 平成6年7月及び同年8月

私が大学生であった時、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、母親は、平成3年4月に法律が変わり、大学生も国民年金に加入しなければならない制度になったことを意識した上で、私の国民年金保険料についてさかのぼれるだけさかのぼって納付してくれたと聞いている。

それ以降も、私は国民年金に係る手続の一切及び国民年金保険料の納付を母に任せており、申立期間①及び②について、母は、申立期間当時私の住所地であったA市の市役所、あるいは実家の住所地にあたるB市の市役所のいずれかで手続を行い、特に申立期間②に当たる平成6年7月又は同年8月ごろには、A市からB市へ住民票の異動手続を行った折、B市役所の窓口で担当者から私の国民年金手帳を見せて年金記録を確認し、未納期間が無いように納付したはずであるとしている。

申立期間当時の国民年金保険料額は定かではなく、当時の国民年金手帳も紛失し、申立期間①及び②に係る領収書も残っていないが、母が申立期間①及び②についてのみ保険料を納付していないとは考え難く、未納期間とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間については、通算3か月と短期間である申立期間を除き、すべて国民年金保険料の納付済期間であることに加え、申立人から保険料の納付を任されていたとする申立人の母親も、申立期間を通じて高齢任意加入中、かつ、付加保険料も併せて現年度納付済みであることがオンライン記

録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の住民票上の住所変更履歴について、申立人に係る戸籍の附票を見ると、平成3年8月以降の住所地はA市であり、その後、申立期間②の途中に当たる6年8月*日にB市へと住所変更されていることが確認できる。この場合、申立期間②について、申立人の母親が申立人に係る現年度納付書入手し、B市にて申立人の国民年金保険料を現年度納付することは可能であった上、自らも高齢任意加入中で納付意識の高い申立人の母親が、申立人の退職時期を認識した上でA市役所及びB市役所の双方を訪れながら、申立期間②の保険料を未納のまま看過するとは考え難く、上記住所変更手続時期に申立期間②に係る保険料の納付がなされたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人の母親は、申立期間①当時に申立人が転職していたこと自体知らず、その転職に伴って国民年金被保険者資格の再取得手続及び国民年金保険料納付の必要が生じたことも把握していなかったとしている上、当時の申立人の住所地のA市役所で保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立期間①に係る保険料が現年度納付されたとは考え難い。

さらに、申立人がB市役所に転居した平成6年8月時点において、申立期間①に係る国民年金保険料は、過年度保険料としてなら納付可能だったものの、市の窓口では過年度保険料を納付できないことから、申立期間①について過年度納付がなされたとするのは、申立人の母親がB市役所の窓口で保険料を納付したとする主張と一致しない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料については、20 歳から実家の両親が納付してくれていたが、私が A 市に転入届を行った昭和 52 年ごろに、両親から国民年金手帳を受け取って以降は、私が自分で保険料を納付している。

一時期、借入金の返済等で国民年金保険料の納付が遅れたこと及び納付する余裕が無いときには免除してもらったこともあるが、私は、これまで請求された保険料はすべて納付しているはずである。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、満 20 歳に到達した昭和 47 年*月以降、現在までの約 38 年間にわたり、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の実家の両親及び申立人の納付意識が高いものと認められる。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 59 年 4 月以降の 3 年間は申請免除期間となっており、当時、生活に余裕が無かったことがうかがえるものの、同年 11 月に、58 年 1 月から申立期間直前の同年 12 月までの国民年金保険料をまとめて過年度納付していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、3 か月間と短期間である申立期間の保険料のみを一緒に過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年7月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年7月まで
② 昭和54年4月から57年3月まで

私は、昭和46年ごろから、夫が入退院を繰り返し、国民年金保険料の納付が困難になったので、区役所で相談したところ、職員から保険料を免除できる制度があることを教えてもらった。私が最初に免除手続を行ったのは、夫が会社で障害年金を受給するようになったころであったと思う。

私の国民年金手帳には、免除してもらったことがはっきり記載されているのに、社会保険庁(当時)の記録に免除記録が無かったことから、平成20年6月に社会保険事務所(当時)に年金記録の照会を行ったところ、そのうちの昭和50年8月から51年3月までの期間のみが免除と認められたが、それ以外の申立期間①及び②については、免除が認められず、未納とされたことは納得できない。

私は、生活が苦しいときでも国民年金保険料を未納にしたことは無く、これまで、免除が取り消されたという通知を見たことも、そのようなことを聞かされたこともないのに、なぜ、一部の期間しか免除を認めてもらえないのか、理由を含めて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、申立人が国民年金被保険者の資格を再取得した昭和48年4月1日以降の国民年金被保険者期間は、強制加入被保険者として管理されるとともに、申立期間①を含む49年4月から51年3月までの期間及び申立期間②は、免除期間となっていたことが確認できるが、申立人の夫が57年1月に死亡した直後の同年3月に、48年4月以降の申立人の被保険者資

格を任意加入と訂正した上で、当該免除期間については、申立人は、制度上、強制加入とならない者であったとして、未納期間へと記録が訂正されている。その理由については、特殊台帳に記載が見られないが、申立人の遺族年金裁定時において、同年4月当時、夫が厚生年金保険に加入中である上、夫は、会社を退職した時点で既に旧厚生年金保険法による障害年金受給権者であることが判明したことによるものと推認される。一方、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、当該免除期間のうち、49年4月から51年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間について、免除を承認した表示が確認できるとともに、申立人は、上記の記録訂正が行われた後の57年5月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したため、同日付けで国民年金被保険者の資格を喪失しているが、当該手帳にはそのことが記載されていることから、申立人が、当該手帳を持参して区役所で資格喪失届を行ったものと考えられるところ、当該手帳には、免除を取り消した事跡は見当たらない上、被保険者資格についても強制加入のまま訂正されていないことから、当該資格喪失届時において、申立人に対して免除の取消し及び被保険者資格の訂正に関する説明がなされなかったものとするのが自然である。

また、申立人のオンライン記録によると、その後、昭和62年11月及び平成20年11月の2回にわたり、国民年金被保険者の資格等に関し記録訂正が行われているところ、昭和62年11月の記録訂正においては、48年4月以降の被保険者期間を再び強制加入期間とした上で、57年3月に免除期間から未納期間へと記録訂正した期間について、未加入期間へと記録を訂正している。しかしながら、この時期に改めて48年4月以降の期間を強制加入期間とする合理的な理由は見当たらない上、当時、行政側が、何らかの理由で申立人を強制加入被保険者として認定したものであれば、国民年金の任意加入期間でもなく、他の公的年金の加入期間でもない期間を未加入期間として記録を訂正する制度上の根拠も見当たらないなど、事務処理の不手際が認められるとともに、これらの記録訂正の過程からは、この当時においても、行政側が申立人に対して免除の取消しに言及したとは考え難い。

さらに、平成20年6月の申立人からの年金記録照会に伴って実施したとみられる同年11月の記録訂正によると、申立人の特殊台帳に基づいて、昭和48年4月以降の国民年金被保険者期間を本来の任意加入期間に再訂正しているにもかかわらず、申立人の夫が会社を退職し、夫の特殊台帳の記録上、国民年金の強制加入被保険者として資格を取得したとされる申立期間①直後の50年8月から、申立人自身が厚生年金保険被保険者の資格を取得する前月の51年3月までの期間のみを強制加入期間とするとともに、当該期間を未加入期間から免除期間へと記録を復活させている。この場合、夫が厚生年金保険被保険者でなくなったことをもって、強制加入期間としたものと推認されるが、前述のとおり、夫は、会社を退職した時点で既に障害年金受給権者であることから、

当該期間について、強制加入期間とすることは誤りであり、この限りにおいて、制度上、免除を認めることはできないものと考えられる。

しかしながら、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降、免除されていた期間を除いて国民年金保険料を完納するとともに、厚生年金保険との切替手続も適切に行っているほか、これまで、免除承認の記載がある国民年金手帳を所持し、区役所及び社会保険事務所から免除が取り消されたことを聞いたことが無いと主張していることなどを踏まえると、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、20 年以上の長期間にわたり醸成されてきたものと認められるところであり、申立期間①を含む 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び申立期間②について、保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入期間でなくなったことを理由として、免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4873 (事案 3334 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、前回、申立期間を含む5か所の期間について、夫婦の国民年金保険料を私が集金人に一緒に納付していたことから、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、そのうち、昭和36年10月から37年3月までの保険料のみ納付が認められたが、それ以外の期間については納付を認められなかった。

しかし、国民年金手帳の印紙検認記録欄に、集金人がボールペンで国民年金保険料額を記載した申立期間については、妻が、私の指示で区役所に出向いて納付書を作成してもらい、夫婦の保険料をまとめて納付したことを思い出してくれたので、もう一度年金記録確認第三者委員会で審議の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む当初の5か所の期間については、申立人は、集金人による現年度納付を強く主張し、申立人が申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てていたところ、当該期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間については、申立人の妻は納付済期間である上、当時の記録管理に不備がうかがえることなどから、保険料を納付していたものと認め、それ以外の期間については、妻も未納であり、夫婦の国民年金手帳に、集金人に保険料を納付していたことを示す検認印が確認できないほか、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の一部訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に、申立期間に係る夫婦の国民年金

保険料については、申立人の妻が、申立人の指示で区役所に出向いて納付書を作成してもらい、まとめて納付したとして再申立てを行っている。

そこで、申立人夫婦に係る申立期間当時の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直前の昭和43年3月以前の期間には、転居前のA市の検認印が確認できるが、申立期間である昭和43年度及び44年度に検認印が無く、そこには、申立人夫婦とは明らかに異なる筆跡により、国民年金保険料月額がボールペンでまとめて記載されている上、当該保険料額は、年度途中で額改定が実施された昭和44年1月以降の期間を含めて当時の保険料額と一致するとともに、申立期間直後の45年4月から同年9月までの期間については、同年10月31日付けで、転居後のB市C区の集金人による検認印が確認できることから、転居後初めて申立人宅を訪問した同集金人が、当該期間の保険料を集金した際、その時点において過年度保険料となる申立期間の保険料について、納付を促すために、印紙検認記録欄に保険料額を記載したものと考えるのが自然である。

また、検認印が確認できる申立期間直後の昭和45年4月から同年9月までの期間の印紙検認台紙は、印紙が貼付されたまま切り取られずに残っている上、当該期間については、当初、夫婦共に国民年金保険料の未納期間とされていたところ、平成8年に、申立人が社会保険事務所(当時)に国民年金手帳を提示したことにより納付済期間として記録が訂正されていることから、当時における行政側の事務的過誤が認められる。

さらに、以上の内容を踏まえた上で、申立人及びその妻に対して、それぞれに当時の状況について改めて事情を聴取したところ、申立人は、国民年金保険料額が年度途中で改定されていることに当時不信感を抱いたこと、及び集金人が申立期間の保険料を受け取らないことに関して、集金人と口論となり、それ以来集金人が自宅に来なくなったが、その後すぐに妻に約2万円を持たせて、区役所で申立期間の保険料を納付してくるよう指示したことを思い出したと陳述するとともに、妻は、時期は定かではないが、過去に一度だけ、1歳ぐらいの子供を乳母車に乗せて、保険料を納付するために区役所に出向いたが、区役所では保険料を納付できないと言われたので、作成してもらった納付書を持って、銀行で夫婦の保険料を納付したことがあるとし、納付金額は1万円を少し超えるぐらいであったと具体的に陳述している。この場合、申立期間に係る夫婦二人分の保険料額とおおむね一致するとともに、当時の区役所における過年度保険料の取り扱いとも符合しているなど、夫婦の陳述内容に特段不合理な点は認められない上、その納付時期は、これらの陳述内容等から昭和45年10月末ごろであると推認されることから、申立期間については、時効にかからず過年度納付が可能な期間であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4874（事案 3354 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、前回、申立期間を含む4か所の期間について、夫婦の国民年金保険料を夫が集金人に一緒に納付していたことから、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、すべての期間について納付を認められなかった。

しかし、国民年金手帳の印紙検認記録欄に、集金人がボールペンで国民年金保険料額を記載した申立期間については、夫の指示により、私が区役所に出向いて納付書を作成してもらい、夫婦の保険料をまとめて納付したことを思い出したので、もう一度年金記録確認第三者委員会で審議の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む当初の4か所の期間については、申立人の夫は、集金人による現年度納付を強く主張し、夫が申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てていたところ、当該期間は夫も未納であり、夫婦の国民年金手帳に、集金人に保険料を納付していたことを示す検認印が確認できないほか、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、すべての期間について、保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている

しかしながら、申立人は、当初の決定後に、申立期間に係る夫婦の国民年金保険料については、夫の指示により、申立人が区役所に出向いて納付書を作成してもらい、まとめて納付したとして再申立てを行っている。

そこで、申立人夫婦に係る申立期間当時の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直前の昭和43年3月以前の期間には、転居前のA市の検認

印が確認できるが、申立期間である昭和 43 年度及び 44 年度に検認印が無く、そこには、申立人夫婦とは明らかに異なる筆跡により、国民年金保険料月額がボールペンでまとめて記載されている上、当該保険料額は、年度途中で額改定が実施された昭和 44 年 1 月以降の期間を含めて当時の保険料額と一致するとともに、申立期間直後の 45 年 4 月から同年 9 月までの期間については、同年 10 月 31 日付けで、転居後の B 市 C 区の集金人による検認印が確認できることから、転居後初めて申立人宅を訪問した同集金人が、当該期間の保険料を集金した際、その時点において過年度保険料となる申立期間の保険料について、納付を促すために、印紙検認記録欄に保険料額を記載したものと考えるのが自然である。

また、検認印が確認できる申立期間直後の昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの期間の印紙検認台紙は、印紙が貼付されたまま切り取られずに残っている上、当該期間については、当初、夫婦共に国民年金保険料の未納期間とされていたところ、平成 8 年に、夫が社会保険事務所(当時)に国民年金手帳を提示したことにより納付済期間として記録が訂正されていることから、当時における行政側の事務的過誤が認められる。

さらに、以上の内容を踏まえた上で、申立人及びその夫に対して、それぞれに当時の状況について改めて事情を聴取したところ、夫は、国民年金保険料額が年度途中で改定されたことに当時不信感を抱いたこと、及び集金人が申立期間の保険料を受け取らないことに関して、集金人と口論となり、それ以来集金人が自宅に来なくなったが、その後すぐに申立人に約 2 万円を持たせて、区役所で申立期間の保険料を納付してくるよう指示したことを思い出したと陳述するとともに、申立人は、時期は定かではないが、過去に一度だけ、1 歳ぐらいの子供を乳母車に乗せて、保険料を納付するために区役所に出向いたが、区役所では保険料を納付できないと言われたので、作成してもらった納付書を持って、銀行で夫婦の保険料を納付したことがあるとし、納付金額は 1 万円を少し超えるぐらいであったと具体的に陳述している。この場合、申立期間に係る夫婦二人分の保険料額とおおむね一致するとともに、当時の区役所における過年度保険料の取り扱いとも符合しているなど、夫婦の陳述内容に特段不合理な点は認められない上、その納付時期は、これらの陳述内容等から昭和 45 年 10 月末ごろであると推認されることから、申立期間については、時効にかからず過年度納付が可能な期間であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び63年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、55年4月から56年3月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和54年10月から56年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで
④ 昭和62年4月から63年3月まで
⑤ 昭和63年10月から同年12月まで

会社退職後、自営業を開始したが、義母から自営業を続けるなら、国民年金に加入しておいた方がよいと言われ、国民年金に加入した。

義母と同居していた昭和59年末ごろまでの国民年金の加入手続、申立期間①の国民年金保険料の納付及び申立期間②の申請免除の手続は、私、妻又は義母のいずれかが行い、それ以降の申立期間③の追納保険料の納付、申立期間④の免除申請の手続及び申立期間⑤の保険料の納付は私又は妻が行った。

申立期間①から⑤について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和51年5月14日に払い出されており、この国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①、③及び⑤の国民年金保険料の納付並びに申立期間②のうち、55年4月から56年3月までの免除申請を行うことは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人とともに申立期間の国民年金保険料

の納付及び免除申請手続を担っていたとする申立人の妻及び義母の保険料に未納は無く、また、義母は国民年金加入当初、自身の保険料について、未納とにならないよう免除申請手続を行っており、申立人の妻及び義母の国民年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び⑤について、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間①前後の国民年金保険料は現年度納付しており、また、特殊台帳を見ると、申立人及びその妻の申立期間①の保険料について未納催告が行われ、妻の保険料は昭和54年10月に過年度納付されており、一方、申立人の申立期間⑤前後の保険料は納付済みとなっており、また、申立期間⑤の直前の63年4月から同年9月までの夫婦の保険料の納付日は一致している上、妻の申立期間⑤の保険料は現年度納付している。

以上のことから、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び⑤の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

次に、申立期間③について、申立人は、平成2年ごろからC業を開始して以降、資力が回復し、手元の資金に余裕ができたので、それまでの未納期間及び申請免除期間に対し納付できる国民年金保険料を納付し、申立期間③の追納保険料8万880円を、ほかの追納保険料と併せて納付したと申し立てしているところ、オンライン記録を見ると、元年1月から3年3月までの27か月の保険料が同年3月に一括して納付し、追納可能な申立期間③直前の昭和58年1月から60年3月までの27か月の申請免除期間について、平成5年1月及び同年12月に追納しており、それ以降の保険料も完納している一方、申立期間③の保険料額も8万880円となり、申立ての金額と一致している。

また、オンライン記録を見ると、申立期間③の申請免除期間について、追納の申出が平成6年12月5日に行われていることから、資力を回復した申立人が、納付の意思をもって申立期間③の追納の申出を行い、その納付書を入手しておきながら、これを未納のまま放置したとは考え難い。

次に、申立人は、昭和54年ごろからD業の収益が低下し、国民年金保険料の納付が負担となり始めたため、申立期間②及び④を含む昭和54年度の途中から昭和63年3月まで免除申請の手続を行ったと申し立てしているところ、A市では、当時、免除申請は年度単位で受け付けていたと回答しており、申立人の特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立期間②直後の56年4月から62年3月までの6年間にわたって、毎年度免除申請が行われている。

一方、特殊台帳を見ると、申立期間②のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料が未納と記録されているものの未納催告が行われた事跡が無く、申立期間②後の57年4月から58年3月までの申請免除の記載が一旦抹消された後に回復されており、不自然な記録となっている。

以上のことから、国民年金制度に対する関心の高い義母、妻及び申立人が、年度単位で申請が可能である申立期間②のうち、昭和55年4月から56年3月

までの免除申請手続を行わず、未納のまま放置したとは考え難い。

しかし、申立期間②のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までについて、特殊台帳を見ると、未納と記録され、昭和 54 年度の備考欄に「55 催」のゴム印が確認でき、過年度保険料の納付催告が行われており、上記のとおり、制度上、免除申請は年度単位で処理されることから、55 年度に行われた過年度保険料の納付催告後、その前年度である申立期間②のうち昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料について免除申請を行うことはできない。

また、免除申請の承認及び過年度保険料の納付催告は、社会保険事務所（当時）が行っており、申立内容によると、申立人の住所地を管轄していた社会保険事務所は、申立期間②のうち昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人に対し、免除申請の承認を行ったにもかかわらず、翌年度に、当該期間の過年度保険料の納付催告を行ったこととなり、申立内容に不自然な点は認めない。

さらに、申立期間④について、昭和 60 年度以降の免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていたが、オンライン記録を見ると、申立期間④直前の昭和 62 年 3 月までの免除申請の事跡は確認できるものの申立期間④の免除申請の事跡は見当たらず、オンライン記録に登録されないまま申立期間④の免除が行われたとは考え難い。

加えて、申立期間②のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び申立期間④の免除申請を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間②のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び申立期間④の免除申請を行った事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、及び 63 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月26日から34年8月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和34年8月まで継続して勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び上司の陳述から判断して、申立人が、申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員13人に照会し回答の有った10人のうち7人は、「申立期間当時、A社には正社員以外の雇用形態は無かった。自分の厚生年金保険の加入記録と在籍期間は一致している。」と陳述している上、上記10人のうち5人が、申立期間当時のA社の従業員数について14人から20人であったとしているところ、オンライン記録で確認できる同社の被保険者数はおおむね15人から20人であることから、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32

年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和32年10月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から34年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年4月から17年8月までは38万円、同年9月から18年2月までは36万円、同年3月から19年2月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月15日、同年12月15日、16年7月15日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日及び18年7月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月15日は15万円、同年12月15日は23万6,000円、16年7月15日は22万3,000円、同年12月15日及び17年7月15日は16万9,000円、同年12月15日は16万5,000円、18年7月15日は17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月1日から19年3月1日まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年7月15日

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていることが分かった。社会保険事務所（当時）に記録されている申立期間の標準報酬月額は26万円又は30万円であるが、

実際の給与額は48万円ほどであったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、当該期間に支給された賞与の記録が無いが、厚生年金保険料が控除されていたので、標準給与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、税理士事務所提出の給料明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成15年4月から17年8月までは38万円、同年9月から18年2月までは36万円、同年3月から同年12月までは50万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年1月及び同年2月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いが、申立人の同年3月1日の被保険者資格の喪失時に交付された雇用保険受給資格者証に記載の離職時賃金日額及び当該期間の前数か月における申立人の保険料控除額及び報酬月額が一定であることから判断して、同年1月及び同年2月も50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が残っていないため不明としているものの、給料明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年6月から12年12月までの期間については、税理士事務所提出の申立人に係る所得税源泉徴収簿に記載の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間のうち、平成13年1月から15年3月までの期間については、税理士事務所提出の給料明細書に記載の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、税理士事務所提出の賞与明細書から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、平成15年7月15日は15万円、同年12月15日は23万6,000円、16年7月15日は22万3,000円、同年12月15日及び17年7月15日は16万9,000円、同年12月15日は16万5,000円、18年7月15日は17万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月15日、同年12月15日、16年7月15日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日及び18年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年3月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と異なっていることが分かった。申立期間の給与月額が350万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、上限額である62万円と記録されていたところ、資格喪失日（平成17年3月1日）の後の平成17年3月23日付けで、16年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主についても、資格喪失日（平成17年3月1日）の後に、申立人と同日の平成17年3月23日付けで、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって62万円から9万8,000円に減額訂正されている。

しかし、申立人提出の預金通帳の写しを見ると、A社は、申立期間に申立人に対して62万円以上の給与を支払い、また、申立人提出の所得税源泉徴収簿を見ると、申立人が申立期間に62万円の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する徴収決定済額取消決議書等により、申立期間当時、A社が厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記の記録から、申立人が申立期間当時にA社の役員であったことが確認できるものの、申立期間当時の事業主は、「会社の経理はすべて私

が行っていた。申立人は、経理及び社会保険事務には一切関与していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成17年3月23日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したのものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を16年9月1日にさかのぼって引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までは32万円、同年4月から13年1月までは41万円、同年2月から同年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から13年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低い額で記録されていることが分かった。申立期間の給与振込額が確認できる預金通帳の写しを提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B市税務課保管の申立人に係る給与支払報告書及び住民税額等の記録並びに申立人提出の預金通帳の写しの記録等から判断すると、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までは32万円、同年4月から13年1月までは41万円、同年2月から同年8月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が既に死亡しているため申立期間当時の状況は不明であるが、給与支払報告書等において確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払報告書等で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年4月から4年12月までの期間については、給与支払報告書等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

また、平成5年1月から6年3月までの期間については、申立人の住民税額等から推認できる保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和36年8月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月17日から38年1月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、昭和36年3月から38年1月まで継続してB業務に従事していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が昭和36年10月に標準報酬月額の定時決定を受けたことが確認できること、及び申立人の姉の陳述内容から判断して、申立人が、少なくとも申立期間のうち、同年6月17日から、昭和36年度の算定基礎届の対象となる昭和36年8月1日までの期間について、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、前述の被保険者原票及びオンライン記録を見ると、申立人の資格喪失日は、昭和36年10月に標準報酬月額の定時決定を受けているにもかかわらず、当該定時決定に係る算定基礎届の対象となる同年8月1日より前の同年6月17日と記録されている。

しかし、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「申立人の資格喪失後に標準報酬月額の定時決定が記録されている理由については、申立期間当時の状況を確認できる資料等が無いので、はっきりしたことは分からない。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社にお

ける記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 36 年 8 月 2 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 36 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月 2 日から 38 年 1 月 31 日までの期間については、前述の被保険者原票を見ても、記録に不自然な点は見られない。

また、A 社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡又は所在不明のため、これらの者から申立人の当該期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び前述の被保険者原票において、当該期間に被保険者記録の有る元従業員 22 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成15年5月については30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月12日から16年7月10日まで
社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が給与支給額に比べ低く記録されている。
申立期間の給与明細書等は保管していないが、調査の上、標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成15年5月については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届において、標準報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、

当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年6月から16年6月までの期間については、上記賃金台帳を見ると、当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれの月も社会保険事務所の記録と一致していることが認められる。

また、オンライン記録において、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書等は保管しておらず、このほか、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年6月から16年6月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで

私は、D氏の個人事業所であるA社で勤務していた。その後、同事業所はE氏が経営していた同一名称のB社(個人事業所)と合併し、法人のC社(社長は、D氏)となったが、申立期間も含め継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたD氏経営のA社が適用事業所ではなくなった昭和36年2月1日から、同事業所がC社として法人化し、新たに適用事業所となった同年3月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人が申立期間中もA社に勤務していたことが認められる。

また、商業登記簿によると、C社の会社成立日は昭和36年2月*日となっており、申立人及び同僚は、「いずれも法人化に伴って勤務実態に変更は無かったし、厚生年金保険料はずっと継続して控除されていた。」旨陳述している。

さらに、A社からの「適用事業所全喪届」の社会保険事務所(当時)における受付日は昭和36年3月15日で、同年4月1日になって同年2月1日にさかのぼって適用事業所に該当しなくなったとの処理をしており、少なくとも申立期間中は同事業所において被保険者であったことがうかがわれる一方、C社が新規に適用事業所となった日は同年3月1日となっており、その手続日は不明

ながら、同社が新規に適用事業所となった日に資格を取得している者の厚生年金保険被保険者記号番号の払出日から、当該事業所の「適用事業所全喪届」及び同社の新規適用届の提出は同時期に行われていたものと推定される。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、勤務先であるA社が適用事業所でなくなった昭和36年2月1日に在職していた申立人を含む5人の従業員はいずれも、その後の申立期間中も引き続き当該事業所で勤務していたことが、これら同僚の陳述から認められることから、当該事業所は申立期間中も事業を継続し、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和34年3月からE社長の自宅に住み込みでA社（個人事業所）に勤務していた。その後、個人事業所であったA社が法人化し、社長の弟であるD氏が同社の代表取締役であることを知ったが、申立期間も含め継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたE氏経営のA社が適用事業所ではなくなった昭和36年2月1日から、E氏の弟であるD氏経営のB社とともに同事業所がC社として法人化し、新たに適用事業所となった同年3月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び複数の同僚から「申立期間中も変わらず勤務していた。」旨の陳述が得られたことなどから、申立人が申立期間中もA社に勤務していたことが認められる。

また、商業登記簿によると、C社の会社成立日は昭和36年2月*日となっており、申立人及び同僚は、「いずれも法人化に伴って勤務実態に変更は無かったし、厚生年金保険料はずっと継続して控除されていた。」旨陳述している。

さらに、A社からの「適用事業所全喪届」の社会保険事務所（当時）における受付日は昭和36年3月9日で、同年4月1日になって同年2月1日にさか

のぼって適用事業所に該当しなくなったとの処理をしており、少なくとも申立期間中は同事業所において被保険者であったことがうかがわれる一方、C社が新規に適用事業所となった日は同年3月1日となっており、その手続日は不明ながら、同社が新規に適用事業所となった日に資格を取得している者の厚生年金保険被保険者記号番号の払出日から、当該事業所の「適用事業所全喪届」及び同社の新規適用届の提出は同時期に行われていたものと推定される。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、勤務先であるA社が適用事業所でなくなった昭和36年2月1日に在職していた申立人を含む5人の従業員はいずれも、その後の申立期間中も引き続き当該事業所で勤務していたことが、これら同僚の陳述から認められることから、当該事業所は申立期間中も事業を継続し、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和39年3月24日、資格喪失日は41年4月26日、B社における資格取得日は同年9月5日、資格喪失日は42年1月21日、C社における資格取得日は同年1月17日、資格喪失日は43年9月1日、D社における資格取得日は同年10月7日、資格喪失日は45年8月17日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年3月から41年3月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は1万4,000円、42年1月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年8月までは1万8,000円、同年10月から44年4月までは2万2,000円、同年5月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から45年7月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月24日から41年4月26日まで
② 昭和41年9月5日から42年1月21日まで
③ 昭和42年1月17日から43年9月1日まで
④ 昭和43年10月7日から45年8月17日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。中学校を卒業した直後から結婚するまで、A社等で勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とは生年月日が異なるものの、申立人の旧姓名と氏名の一致する者が、昭和39年3月24日に被保険者資格を取得していることが確認できる（資格喪失日は空欄となっているが、オンライン記録では昭和41年4月26日と記

録されている。)

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が異なるものの、申立人の旧姓名と氏名が一致する者が、昭和41年9月5日に資格を取得し、42年1月21日に資格を喪失していることが確認できる。

申立期間③については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が異なるものの、申立人の旧姓名と氏名が一致する者が、昭和42年1月17日に資格を取得し、43年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

申立期間④については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が異なるものの、申立人の旧姓名と氏名が一致する者が、昭和43年10月7日に資格を取得し、45年8月17日に資格を喪失していることが確認できる。

これら4つの被保険者記録は、すべて同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号になっていることから、同一の者の被保険者記録であると認められるところ、いずれの記録も基礎年金番号に未統合となっている。また、オンライン記録において、当該被保険者記録と同姓同名で生年月日が同一の基礎年金番号は確認できず、当該被保険者記録に係る被保険者番号についても、ほかに該当者は確認できない。

一方、申立人は、「申立期間当時、A社及びE店で勤務していたことは覚えているが、このほかの勤務先については明確な記憶が無い。」と陳述している。しかし、申立人が卒業したとする中学校の担当者は、「昭和37年から40年までの期間に係る卒業者台帳を調べたところ、申立人の旧姓名である者の生年月日は昭和22年*月*日と記録されており、39年3月14日に卒業している。」と陳述している上、A社に係る上記被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員が申立人を記憶していることから、申立人は、昭和39年4月以降に同社で勤務していたことが推認できる。

また、申立人がE店でともに勤務していたとする申立人の夫については、D社に係る上記被保険者名簿において、昭和43年12月から44年5月にかけて被保険者記録の有ることが確認できることから、申立人は、43年から44年ごろに同事業所で勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社及びD社に係る上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、当該記録と氏名、生年月日及び被保険者番号が同一であるB社及びC社に係る上記未統合記録についても、申立人の被保険者記録と考えるのが自然である。

したがって、申立人のA社における資格取得日は昭和39年3月24日、資格喪失日は41年4月26日、B社における資格取得日は同年9月5日、資格喪失日は42年1月21日、C社における資格取得日は同年1月17日、資格喪失日

は 43 年 9 月 1 日、D 社における資格取得日は同年 10 月 7 日、資格喪失日は 45 年 8 月 17 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の A 社、B 社、C 社及び D 社における被保険者記録から、昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間は 1 万 4,000 円、42 年 1 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 43 年 8 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 44 年 4 月までは 2 万 2,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 2 万 8,000 円、同年 10 月から 45 年 7 月までは 3 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月21日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A社からB社へ異動した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の賃金台帳及び適格年金・団体年金・年金給付決定原簿並びに申立人提出の平成3年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票及び申立人のA社における平成3年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成3年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 7913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

平成14年7月1日にA社から関連会社に転勤したが、申立期間も同社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び給与明細書の控えから、申立人が申立期間も同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成14年7月1日を資格喪失日として届け出たと主張しているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、当初同年7月1日と記載されていた資格喪失日が同年6月30日と訂正されていること、及び備考欄に同年6月30日転勤と記載されていることが確認できる。したがって、事業主は、その主張どおり、当初同年7月1日を資格喪失日として届け出たものの、社会保険事務局(当時)は、後に資格喪失日を同年

6月30日に訂正するとともに、事業主に対し上記通知書により訂正内容を通知していることが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 7914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

平成14年7月1日にA社から関連会社に転勤したが、申立期間も同社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び給与明細書の控えから、申立人が申立期間も同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成14年7月1日を資格喪失日として届け出たと主張しているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、当初同年7月1日と記載されていた資格喪失日が同年6月30日と訂正されていること、及び備考欄に同年6月30日転勤と記載されていることが確認できる。したがって、事業主は、その主張どおり、当初同年7月1日を資格喪失日として届け出たものの、社会保険事務局(当時)は、後に資格喪失日を同年

6月30日に訂正するとともに、事業主に対し上記通知書により訂正内容を通知していることが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

平成14年7月1日にA社から関連会社に転勤したが、申立期間も同社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び給与明細書の控えから、申立人が申立期間も同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成14年7月1日を資格喪失日として届け出たと主張しているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、当初同年7月1日と記載されていた資格喪失日が同年6月30日と訂正されていること、及び備考欄に同年6月30日転勤と記載されていることが確認できる。したがって、事業主は、その主張どおり、当初同年7月1日を資格喪失日として届け出たものの、社会保険事務局(当時)は、後に資格喪失日を同年

6月30日に訂正するとともに、事業主に対し上記通知書により訂正内容を通知していることが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和45年1月1日から49年4月30日までの期間、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年4月30日から同年5月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社が事務手続を誤ったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した退職金計算書及び給与明細書の記載内容から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和49年3月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和49年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年9月1日から19年6月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、17年9月は47万円、同年10月から18年6月までは44万円、同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月から19年5月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から19年6月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。申立期間は、約47万円の支給があったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成16年9月1日の定時決定（処理日は、平成16年8月3日）に47万円と届け出られていたところ、同年12月13日付けでこれを取り消し、同日付けで同年4月1日までさかのぼって標準報酬月額が24万円に減額されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に記録のある従業員7人は、すべて申立人と同様、標準報酬月額が遡及して大幅に減額されていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書（写し）によると、申立人の申立期間における給与支給総額は45万円から47万円で推移し、適正な厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、B社会保険事務所（当時）が保管する滞納処分票により、A社は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、上述の滞納処分票の遡及訂正処理日の3日前の記録において、社会保険事務所とA社の事業主が厚生年金保険料の滞納解消について協議している事跡を確認することができる。

これらを総合的に判断すると、平成16年12月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について同年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の特減処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該特減処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年4月から次の定時決定の前までの17年8月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円と訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月1日から19年6月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において24万円と記録されているが、当該記録については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとまではいえないところ、申立人提出の給与明細書（写し）において確認できる保険料控除額及び報酬月額により、17年9月は47万円、同年10月から18年6月までは44万円、同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月から19年5月までは44万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、入社当初は同社本店に約1か月、その後は同社のB支店に2か月余り、いずれも正社員のC業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び事業主の陳述並びに業務内容に関する申立人の申立内容から判断して、申立人が申立期間にA社にC業務従事者として勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、「当社では、正社員及びフルタイムパート社員は、入社と同時に雇用保険と社会保険に同時に加入させており、申立人が正社員採用ならば、当然厚生年金保険に加入しており、給与から保険料も控除していたはずだ。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある14人に照会したところ、回答のあった5人のうち2人は、「正社員でC業務従事者ならば、入社と同時に社会保険に加入していたと思う。」と陳述している上、回答のあったこれら5人の被保険者資格の取得日は、いずれも記憶している入社時期と一致していることが確認でき

る。

加えて、複数の同僚が陳述した申立期間当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致するため、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが判明した。源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職証明書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額を実際の支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人がA社にて資格を喪失した約2週間後の平成15年3月13日付けで、13年9月にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損決議書により、申立期間前から、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿によると、申立人は平成11年7月21日から15年2月28日まで同社の取締役となっていることが確認できる。申立人は、「名前だけの取締役となっていたが、労働者としての位置付けであり、実質的な経営判断及び指示はすべて代表取締役が行っていた。」旨陳述しており、申立人が名前だけの取締役であったことは、取締役就任中も雇用保険の被保険者であったことと符合する。

なお、A社の代表取締役は、「申立期間前から、厚生年金保険料等を滞納しており、社会保険事務所との対応は、私が行っていた。申立人に係る標準報酬月額を引き下げる手続を行ったかどうかは、記憶に無い。」旨を陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、平成15年3月13日付けで行われた、^{そきゆう}遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、申立人について、13年9月1日にさかのぼって標準報酬月額^{の減額処理}を行う合理的理由があつたとは認められないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつたとは認められない。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 28 日から 28 年 11 月 14 日まで
② 昭和 30 年 10 月 5 日から 31 年 2 月 29 日まで
③ 昭和 31 年 12 月 29 日から 33 年 3 月 15 日まで
④ 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 34 年 8 月 6 日から 35 年 3 月 24 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社、B 社、C 社、D 社及び E 社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務した最終事業所である E 社での被保険者資格の喪失日である昭和 35 年 3 月 24 日から 8 日後の同年 4 月 1 日に、別の事業所での被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間②に勤務した事業所と同一の事業所に申立期間①と②の間に勤務した被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該未請求となっている申立期間②と同一の事業所に勤務した被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、申立人が申立期間の最後に勤務した事業所での被保険者資格の喪失日の翌日の昭和 35 年 3 月 25 日である上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、支給決定日より

後の同年4月19日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す表示が確認できるなど、申立期間に係る脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から62年9月まで

私は、昭和55年3月に大学を卒業し、自身で国民年金保険料の負担ができるようになったため、A市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行ったと思う。

私は、加入手続後の国民年金保険料について、定期的にB銀行C支店の口座から銀行振替で納付していたと思っている。申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、同年4月以降、口座振替により国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、平成元年1月ごろにA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入記録から確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和55年4月から61年11月までの国民年金保険料については時効により制度上納付できず、同年12月から62年9月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は過年度納付をした記憶が無いと陳述している。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、払出時点で納付可能な昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人が口座振替による保険料の納付を行う手続を行ったのは、平成元年3月15日であることが確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から51年3月まで

昭和45年11月に国民年金に任意加入をした母親が、自宅へ来る集金人を通じ私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

母親によると、兄が大学生であったころ、集金人から私及び兄の加入手続について打診されたが、兄は大学生であるので、加入しなかったが、私の国民年金の加入については手続をしたと聞いたことがある。

私は、申立期間当時、A市及びB市内で勤務並びに居住していたので、母親とは同居をしておらず、直接、自身の国民年金保険料を納付したことは無いが、母親がC市で納付していたはずである。

申立期間について、私の記録が納付されていない期間のうち、母親の国民年金保険料が納付されている期間もあるので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに、その母親がC市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も、母親が集金人を通じ定期的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年2月にC市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間のうち昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については時効により制度上納付できず、同年4月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、過年度保険料を取り扱わないC市の集金人に納付したとする陳述は不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を担当していた母親は親子二人分を納付していたことは記憶にあるとしているが、当時の具体的な納付状況は分からないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から9年3月まで

平成5年5月以降に、突然、A市から国民年金の納付書及び催告状が送られてきたが、当時私は大学生だったので、国民年金に対して関心もなく、国民年金保険料を納付しなかった。

その後、私が国民年金保険料を納付していなかったことを、母親が知り保険料を納付するように注意されたので、私はA市で平成5年秋ごろに国民年金の加入手続をして、申立期間のうち、同年5月から同年10月までの保険料を、同年秋にまとめて銀行又は郵便局で納付したが、その際、具体的にどのように加入手続を行ったのか、役所での担当者とのやり取りについても覚えていない。また、加入時に国民年金手帳を受け取ったかもしれないが、その後、国民年金手帳は紛失した。

私が、平成5年秋にまとめて半年分の国民年金保険料を納付したその後の保険料については、私が銀行又は郵便局で自身の口座から振替を行ったか、金融機関の窓口又はATMで振り込んだのか、いずれかの方法で保険料を9年3月まで納付してきたが、その際の口座振替の手続及び納付内容については覚えていない。

いずれも領収書は残っていないが、納付したことは間違いないので、私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年秋ごろに、A市で国民年金の加入手続を行い、同年5月以降の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、平成9年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に、職権で5年5月にさかのぼって国民年金

被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる上、申立期間当時居住していたA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されておらず、申立人が同市で国民年金に加入した事実を確認できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続前の平成5年5月ごろにA市から突然、納付書及び催告状が送られてきたと申し立てているが、同市では同年当時「A市在住の方に対して加入している年金制度の状況を把握するため照会はがきを送り、被保険者の状況を把握した上で強制加入被保険者に対しては、加入手続をしてもらっていた。」と説明しており、同市が、加入手続を行っていない申立人に対して、納付書及び催告状を送付したとは考え難い。

さらに、申立人は、平成9年5月1日に国民年金の加入手続を行っている時点において、申立期間のうち、7年3月以前の国民年金保険料は、時効により制度上納付することができず、同年4月から9年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人が同期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無い。

加えて、平成9年1月以降の国民年金保険料の収納事務については社会保険事務所（当時）の記録の電算化が図られており、事務的過誤が生じる可能性は低いと考えられる上、申立期間は47か月と長期間であり、これだけの長期間行政側の納付記録が連続して欠落するとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについてオンライン記録による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から平成元年 11 月まで

昭和 61 年 6 月に、私が病院に入院していたとき、見舞いに来た父親が、私の国民年金の加入手続をし、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付してきたと話してくれた。また、その時父親は、同年 4 月に母親の手続を行ったので私の手続方法が分かっていたよかったですとも話していた。

父親は、私が入院していた昭和 61 年 6 月に加入手続をし、2 年間の国民年金保険料をさかのぼって支払ったのだから、私の保険料は 59 年 6 月から納付されていると思う。

これ以降も、父親は母親の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を毎月欠かさず納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 6 月ごろに、その父親が A 市で国民年金の加入手続を行い、その際、59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年 4 月以降の保険料を現年度納付していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、平成 3 年 12 月 21 日に A 市で国民年金の加入届を行っていることが確認でき、申立内容と符合しない上、当該時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、時効により制度上納付できない。

また、申立人はその父親が母親の国民年金の加入手続を行った後に申立人の加入手続を行ったことを話していたと陳述しているところ、申立人の母親が国民年金第 3 号被保険者の資格取得届を行ったのは、申立人の加入届と同じ平成

3年12月21日であることが母親に係る国民年金手帳から確認することができ、申立人の記憶はこの時のものとするのが自然である。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成4年1月23日に、時効上限の元年12月から3年3月まで16か月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の父親がさかのぼって納付した保険料のことであると考えるのが自然である。

加えて、申立人は国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に加入手続を行い申立期間の保険料を納付した父親は高齢のため陳述を得ることができず当時の納付状況を確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から43年3月まで

私は、昭和36年4月にA市で国民年金の加入手続を行い、同年7月にB市に転居した。

その後、昭和44年1月ごろに再びA市に転居し、同市役所で住所変更手続を行ったが、その際に職員から未納分の国民年金保険料があるので支払うようにと言われた。その金額は4万円ぐらいだったと思う。

私はその額からB市での記録が全く記録されていないと思ったが、B市で納付していたことを証明できるものを何も持っていなかったため、仕方なく職員から言われた金額をまとめて同市役所窓口で一括納付した。これで未納分についてはすべて納付したものだと思っていた。

その後はずっと国民年金保険料を自分で納付しており、未納期間について言われることも無かったので、自分には未納期間は無いものと思っていた。しかし私の納付記録を見ると、申立期間が未納と記録されていた。

申立期間の国民年金保険料についてはA市役所ですべて納付したように思うのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月ごろにB市からA市に転居した際、申立期間の国民年金保険料をA市役所窓口で一括納付したと申し立てている。

しかし、昭和44年1月ごろは特例納付実施期間ではなく、申立人は、申立期間のうち、36年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については時効により制度上納付できない上、同年4月から43年3月までの期間の保険料については過年度納付することができるが、納付に必要な保険料額は、申立人が記憶している納付金額と大きく乖離^{かいり}している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所窓口で納付したと陳述しているところ、A市では「市役所窓口で過年度保険料の取扱いはしていなかった。」と説明しており、この事実と符合しない。

さらに、申立人は、37歳に到達した昭和46年*月ごろに当時の住所地であったC市D区で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同手帳記号番号により第1回特例納付期間中の47年6月8日に、43年4月から46年3月までの保険料（3年分）を特例納付していることが、申立人の所持する領収証書から確認できる。このことから、同年9月時点において、申立期間を含め長期間の未納期間が存在した申立人が年金受給資格を確保するために特例納付を行ったものと推定でき、申立人の記憶はこのときのものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年12月まで

私は、昭和44年9月に夫が退職したため、私に国民年金の加入を勧めたA市の職員を通じ、夫婦同時に加入手続を行い、以降私が二人分の国民年金保険料を集金人に支払ってきた。

夫婦同時加入したのに、特に申立期間のうち、昭和44年9月から45年7月までは、夫が納付済みとされているが、年金に無関心な夫の分も支払ってきた私だけが未納とされているのは納得できない。

また、国民年金手帳に資格取得日が昭和47年1月1日とあるが、子供が生まれたのが同年*月で、そのころまで放っておいたなどとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月ごろに、A市で申立人の夫と同時に国民年金の加入手続を行い、同年9月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、同人が所持する国民年金手帳から、昭和47年1月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、昭和46年度印紙検認記録欄に、昭和47年3月14日に46年12月から47年3月までの国民年金保険料を領収（後に、昭和46年12月分は還付）したことを示す検認印が確認できる上、A市は「資格取得日である昭和47年1月1日から領収日（昭和47年3月14日）の間に加入届出を行ったことが推定できる。」と説明している。一方、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、国民年金手帳記号番号の払出日は44年10月22日であることが、同人に係る国民年金手帳記号番号払出簿から確認で

き、夫婦同時に国民年金に加入したとする申立内容と符合しない。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は同期間の国民年金保険料を、制度上納付することができず、このことは申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年度印紙検認記録欄に4月分から11月分まで斜線が引かれていることと符合する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、昭和63年1月の結婚式を控え、サラリーマンを辞めてから継いだ家業を、無給で手伝っていたときに滞納していた国民年金保険料を支払えないものかと思い、A市役所へ相談に行ったところ、同市の職員から過去3年分をまとめて支払うことができるとの説明を受け、間もなく私が納付した。

納付場所は、銀行だったか市役所だったか忘れたが、金額は30万円以上だったように思う。

申立期間が未納とされているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月ごろにA市で国民年金の加入手続きを行い、その後、未納となっていた申立期間の国民年金保険料(3年分)を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、平成元年7月ごろであることが、同人の前後の国民年金手帳記号番号の国民年金第3号被保険者の社会保険事務所(当時)における処理日から推定でき、申立内容と符合しない上、当該時点において申立人は、申立期間の国民年金保険料について、時効により制度上納付できない。

また、申立人は、昭和62年4月から同年6月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を、同年7月19日及び同年8月22日にそれぞれ過年度納付していることが、同人に係るオンライン記録から確認でき、同人の記憶はこのときのものであると考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った

ほか、住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月

平成18年3月15日に夫が会社を退職したため、私は、A市役所に行き、何かの手续をした。その時、職員から「国民年金については、市役所では国民年金保険料を納付することができないから社会保険事務所(当時)に行ってください。」と言われたので、夫と子供と一緒にB社会保険事務所(当時)に行き、何かの用紙に記入し、夫が窓口で夫婦二人分の申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年3月ごろ、社会保険事務所で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の夫のオンライン記録を見ると、平成18年3月に夫が会社を退職した記録が確認できるが、申立人のオンライン記録を見ると、夫の会社の退職に伴う第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の記録が入力されたのは同年10月17日であることが確認でき、夫が会社を退職した同年3月に手続を行ったとする申立てと符合しない。

また、夫婦のオンライン記録を見ると、申立人の夫に対しては、平成18年10月10日に申立期間に係る過年度納付書が発行され、同年10月19日に国民年金保険料を納付していることが確認できるが、申立人に対しては、納付書が発行された記録が無いことから、夫に納付書が発行された時点において、申立人については、申立期間は第3号被保険者として把握されていたため、納付書が発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人の夫は、平成18年3月16日から政府管掌健康保険の任意継

続を行っていることがオンライン記録から確認できるところ、全国健康保険協会は、「平成 18 年 3 月 28 日に任意継続健康保険料として 2 万 2,960 円を収納した。」と回答している上、A 市は「申立人に関する国民健康保険の加入及び保険料納付の記録は無い。」と回答していることから、申立人の夫が平成 18 年 3 月に社会保険事務所で納付したとする保険料は、政府管掌健康保険の任意継続健康保険料であったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から52年12月まで
昭和49年8月ごろ、隣の奥さんに勧められたので、A市役所のB出張所で国民年金の加入手続を行った。

私は、国民年金に加入当初、自宅近くの銀行又は郵便局で市の納付書を使って、毎月1,000円ぐらいの国民年金保険料を納付し、また、昭和50年ごろ、A市C町に転居してからは、同市役所D出張所で納付したような記憶もあるが、だいたい自宅近くの銀行又は郵便局で市の納付書を使って、毎月1,000円ぐらいの保険料を納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年2月にE市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立人が49年8月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が昭和53年1月10日に国民年金の任意加入資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から14年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から14年5月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。保険料を納付する頻度は、2か月ごと又は半年ごとなど様々であった。夫は、送付されてきた納付書を使って、A社会保険事務所（当時）で保険料を納付してくれた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の被保険者資格の得喪に関するオンライン記録を見ると、平成16年4月9日に、7年9月11日付けで第3号被保険者資格を喪失し、併せて第1号被保険者資格を取得した記録が入力されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年9月11日付けで第3号被保険者資格を喪失し、併せて第1号被保険者資格を取得した旨が追加記載されており、それぞれの記載の下に「16.4.6」のスタンプが押されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、その夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴う自身の年金資格の種別変更手続を16年4月まで行っていなかったため、同年4月まで、申立人は第3号被保険者と把握されていたと考えられる。この場合、種別変更の手続を行った同年4月時点において、申立期間のうち、7年9月から14年2月までの国民年金保険料は時効の成立により制度上納付することができない。

また、平成16年4月時点において、申立期間のうち、14年3月から同年5月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立期間の保険料を

納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料が未納であるはずがないと陳述するのみで、具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、申立期間は81か月（6年9か月）と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から51年3月まで

私は、昭和45年6月ごろ、国民年金を受給していた母親に勧められ国民年金に加入した。加入手続は、駅前にあったA市役所に母と行った記憶がある。

当時、私はA市B町にあった父の店の手伝いをしており、毎年届く納付書で、同市B町にあった市役所の支所へ国民年金保険料の納付に行っていた。昭和49年3月に結婚した後も、しばらくは父の店を手伝っていたので引き続き支所に納付に行っていた。当時の保険料はよく覚えていないが、600円から1,000円ぐらいだったと思う。

最初に発行されたオレンジ色の国民年金手帳にも昭和45年6月3日に資格を取得となっており、国民年金保険料を納めることは当たり前のことと思っていたので未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月ごろ、国民年金に加入し、市から届く納付書で市役所の支所から国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年5月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、同年2月ごろに加入手続を行ったと推定される。この場合、加入手続時点において、申立期間のうち、45年6月から49年12月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない上、50年1月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いと陳述している。

また、申立人は、昭和 45 年 6 月ごろに国民年金に加入してからは、A 市から毎年届く納付書で国民年金保険料を納めていたと申し立てているが、A 市における納付方式は、昭和 47 年度までは国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳が昭和 45 年 6 月ごろに国民年金の加入手続をした際に発行された最初の国民年金手帳であると陳述しているが、オレンジ色の年金手帳が使われるようになったのは昭和 51 年度ごろ（市町村によっては昭和 49 年度ごろ）からであることから、加入手続時期について陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

私は、平成2年2月27日に勤務先を退職し、厚生年金保険の資格を喪失したので、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行い、妻の国民年金についても、第3号被保険者から第1号被保険者への切替え手続を行った。その際、同年2月の二人分の国民年金保険料1万6,000円を納付した。

申立期間について、妻の国民年金保険料が納付となっているにもかかわらず、同時に納付したはずの私の保険料の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月27日に勤務先を退職したとき、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の妻と共に申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人の妻は、その夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続を適正に行っていることが確認できるが、申立人については、平成21年4月1日に国民年金に初めて加入した記録が確認でき、それ以前に加入した記録は無いことから、申立期間については国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻のオンライン記録を見ると、平成2年2月28日の第3号被保険者の資格を喪失及び同年3月1日の第3号被保険者資格の取得の記録は、同年5月1日で同時に処理されていることが確認できることから、同年2月に妻の国民年金の手続を行ったとする陳述と符合しない。

さらに、申立人は、退職時の平成2年2月ごろに申立人の妻と共に国民年金

保険料を納付したと陳述しているが、申立人の妻について申立期間の納付状況をみると、オンライン記録から、申立期間の保険料は、同年10月29日に過年度保険料として納付している記録が確認できることから、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年4月まで

私は、平成8年10月ごろに国民年金の加入手続を行った。大学生であったときも学生免除は受けず国民年金保険料を納付した。その後も転居したそれぞれの市役所で保険料を納付し、その都度それまでの保険料が納付済みであることを確認していた。

申立期間の国民年金保険料の納付の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年10月ごろに国民年金の加入手続を行った上で国民年金保険料を納付し、その後も転居したそれぞれの市役所で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、オンライン記録から、平成11年5月17日に基礎年金番号が付番されたことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の交付年月日の記載も同日であることから、8年10月ごろに加入手続を行ったとする申立てと符合しない。

また、申立人の納付記録を見ると、オンライン記録及びA市の被保険者名簿から、申立期間に続く平成9年5月から11年3月までの国民年金保険料を同年6月30日に過年度保険料として納付していることが確認できるが、保険料は、納期限後2年を経過すると時効により制度上納付できないことから、当該保険料を納付した時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号による納付の可能性について、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番が行われた形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から4年3月まで
私は、当時学生だったので、親が私の国民年金への加入手続を行ったが、その時に年金手帳は交付されなかったようだ。平成4年4月にA市で就職するまで、私の国民年金保険料は、定期的には納付せず、納付の督促を受けた都度、母親が金融機関で納付してきたと思うので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票によると、申立期間当時の申立人の住所は、B市C区であることが確認できるところ、同区によると、申立人に係る国民年金の加入記録は確認できないとしている上、同区を管轄する年金事務所によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しについても確認できないとしている。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料の納付ができない期間となる。

また、国民年金手帳記号番号の払出しについて、別途オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立人の保険料を現年度納付ではなく、督促を受けた都度納付していたとしているが、申立期間は既に社会保険事務所（当時）における事務処理がオンライン化された後であるにもかかわらず、オンライン記録には、申立期間に係る保険料納付の督促のための納付書作成の記録は確認できず、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から平成元年8月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から平成元年8月まで

私は、昭和54年2月の結婚をきっかけに当時住んでいたA市役所へ行き、国民年金の加入手続をした。その際、窓口の職員から付加年金についても説明を受け、併せて加入したと思う。加入後の国民年金保険料は最初、市の窓口及び郵便局で現金で納め、途中から銀行振替にしたと記憶している。

加入手続の詳細及び年金手帳の有無、当時の国民年金保険料額は定かではなく、当時の銀行の通帳及び領収書などは、30年以上も前になるので持っていないが、A市で加入手続をした後、A市だけでなく転居後のB市においても、必ず遅れることなく定期的に納付していたはずである。

ところが、申立期間は未加入期間及び未納期間とされており納得できない。

もっとよく調べて納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年4月にB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者台帳からは、同年3月8日に昭和61年9月13日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する届出がなされていることが明確に確認できる。この場合、申立人については、当該届出日に加入手続がなされたものと推認でき、加入手続よりも前の時点において、申立期間は未加入期間と認識されていたため、申立人は申立期間当時、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、54年2月にA市で加入手続をして以降、保険料を定期的に現年度納付してきたとする申立内容とは一致しない。

また、申立人の納付記録について、B市における申立人の国民年金被保険者

台帳を見ると、同市での加入手続月に当たる平成2年3月より現年度納付が開始されており、申立期間直後に当たる元年9月から加入手続月直前に当たる2年2月までの期間に係る国民年金保険料については、元年9月の保険料が時効で納付不能になる直前月の3年9月に過年度納付されている事跡が確認できる上、申立人に係るオンライン記録を見ると、同年9月7日に社会保険事務所（当時）において過年度保険料の納付書が作成されている事跡が確認できる。これらのことから、申立人については2年3月の加入手続以降に保険料の現年度納付を開始し、その後、3年9月に催告に応じて申立期間直後の元年9月以降の期間に係る保険料をさかのぼって過年度納付したものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は10年7か月にわたり、これだけの期間連続して行政側の納付記録が欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び43年1月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和43年1月から51年12月まで

私は、昭和38年4月に結婚し、その年末に店を開店した。開店後しばらくしたころ、区役所から、過去の未納期間の国民年金保険料を、さかのぼって納付するよう通知が届いた。このことは、夫と二人で夜仕事から帰宅した時に、玄関先で一緒に確認したことを今でもはっきりと覚えている。夫もそれまで保険料が未納であったが、納付金額が多額であったので、夫婦で相談したところ、夫は、自分の老後については自分で貯金することにして、私だけ、結婚時の持参金で36年4月までさかのぼって保険料を納付した。

それ以降は、区役所から送付されてくる納付書により、国民年金保険料を滞納することなく、銀行又は郵便局できっちり納付してきたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

また、記録では、私は昭和55年6月に特例納付したことになるが、その時期は転居後であり、私は、転居後に国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。私が保険料をさかのぼって納付したのは、結婚後しばらくした39年ごろの一度だけである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月にA市B区において払い出されている現在の手帳記号番号のほか、既にその資格が取り消された昭和41年度の職権による手帳記号番号が確認できるものの、それ以前に、これらとは別の手帳記号番号の払出しの可能性について、同区における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンラ

イン記録により各種の氏名検索を行ったが、これらの手帳記号番号以外に、申立人に対して有効な別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する結婚後の昭和 39 年当時において、区役所では申立人を国民年金被保険者として把握していないものと推認され、申立人に対して未納に関する通知が送付されることは考え難い。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和 39 年 4 月 23 日までさかのぼって、初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致することから、申立期間①は、記録からみると国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

申立期間②について、申立人は昭和 39 年ごろに、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付して以降は、区役所から送付されてくる納付書により、銀行又は郵便局で保険料を納付してきたと申し立てしているところ、申立期間②のうち、48 年 3 月以前の A 市における国民年金保険料の納付方法は、区役所の集金人又は区役所窓口において、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、当時の納付実態と符合しない上、申立人自身も、これまで集金人が保険料を徴収に訪れた記憶は無く、年金手帳に検認印を押してもらった記憶も無いと陳述している。

また、申立期間②は 9 年間に及び、これほどの長期間にわたり、申立人が納付してきたとする国民年金保険料の納付記録について、行政が毎回連続して事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、申立人の特殊台帳によると、第 3 回目の特例納付実施期間中の昭和 55 年 1 月に、その時点で時効にかからず納付が可能な申立期間②直後の 52 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、当該特例納付実施期間の最終月である 55 年 6 月 7 日に、申立期間①直後の 39 年 4 月から申立期間②直前の 42 年 12 月までの保険料を特例納付し、申立人の年金受給資格期間である 25 年以上を確保していることが確認できるほか、申立人は、それ以降、60 歳期間満了となる平成 12 年*月までの約 21 年間、保険料を滞納することなく完納していることが記録されていることから、これらの納付記録自体に特段不合理な点は認められない。その上、申立人は、保険料をさかのぼって納付したのは一度のみであるとしていることなどを踏まえると、申立人が主張する申立内容の記憶は、当該特例納付及びそれ以降の記憶であるものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、会社を退職する際、今後のために国民年金に加入するよう勧められたので、退職前の昭和 63 年 9 月 15 日に社会保険事務所(当時)で加入手続を行った。その時、同年 9 月から平成元年 1 月までの束になった複写式の納付書を渡されたので、その場で昭和 63 年 9 月の国民年金保険料を納付し、残りの保険料は、毎月又は 2 か月ごとに区役所で納付してきた。

その後、平成元年 2 月及び同年 3 月の 1 枚の納付書が自宅に届き、国民年金保険料を納付したが、同年 4 月から同年 6 月までの納付書については、私の失業保険の支給が終了し、夫の健康保険の扶養に入った同年 7 月を過ぎた秋ごろになって送付されてきたが、すぐには納付できず、翌年の 2 年 2 月になって区役所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのであれば、1 年以上経過した後、申立期間直後の平成元年 4 月から同年 6 月までの納付書だけが送付されてくるのはおかしいと思う。

私は、夫の健康保険の扶養に入った時に、これで国民年金保険料の納付は終わったものと思い、申立期間の領収証書は破棄したので、現在は、平成元年 4 月から同年 6 月までの領収証書しか残っていないが、確かに申立期間の保険料を納付しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の第 1 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当した日に被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人及びその国

民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の記録から、平成元年9月ごろに加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和63年9月16日までさかのぼって第1号被保険者の資格を取得するとともに、申立人がその夫の被扶養配偶者と認定された平成元年7月24日までさかのぼって第3号被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料であるが、申立人は、申立期間について、保険料をさかのぼって納付したことは無いと陳述しているほか、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所で納付することができないものと考えられる。

また、申立人は、昭和63年9月に社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の一部である同年9月から平成元年1月までの納付書を渡されたと申し立てしているところ、国民年金の加入手続は、社会保険事務所で行うことができないものとされているとともに、申立内容のとおりであれば、当該納付書は、現年度保険料の納付書となるが、申立期間当時において、現年度保険料は、区役所の所管であり、社会保険事務所が現年度保険料の納付書を発行することは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年3月までの期間及び49年1月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から47年3月まで
② 昭和49年1月から55年12月まで

私の国民年金保険料については、父が父母及び弟の分と一緒に納付してくれていると思っていたのに、昭和53年ごろの年末に、区役所から電話連絡があり、過去の未納期間の保険料を納付するよう言われたので、翌年早々に、1回7万円ぐらいの金額を4回に分割して保険料を納付し、それ以降は、自分で保険料を納付してきた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろの年末に、区役所から電話連絡があり、翌年早々に過去の未納期間の国民年金保険料を4回に分割して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、その5年後の年末である昭和58年12月に、この時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間②直後の56年1月から57年3月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付するとともに、翌年59年4月に、57年7月から58年3月までの保険料を同様に過年度納付していることが確認できるなど、この当時、現年度納付を含めて、7万円弱の保険料を数回にわたり納付していることがうかがえるところ、申立人は、これらの保険料の納付については記憶に無いと否定している。

また、申立人が区役所から電話連絡があったとする昭和53年末当時は、第3回目の特例納付実施期間中であるが、申立人が、この時期に過去の未納期間

の国民年金保険料をさかのぼって特例納付していたとした場合、その直後の期間及び申立期間②直後の過年度保険料の納付済期間を含めると、特例納付後に3年以上にわたる現年度保険料の未納期間が生じることから、過去の未納期間の保険料を分割して納付後は、申立人が自身で保険料を納付してきたとする申立内容からすると不自然である上、申立人に、その時期を同年ごろの年末とする理由について改めて事情を聴取したところ、年も押し迫ったころであったことはよく覚えているが、30歳となったころからアルバイトを始めるようになったので、そのころと思うとするのみであり、時期を特定できる具体的な陳述を得ることができなかったことなどを踏まえると、申立人が分割して納付したと主張する過去の未納期間の保険料は、申立人は否定しているが、納付記録が存在する58年の年末以降に数回にわたって納付した申立期間②直後の過年度保険料を含む一連の保険料であるものと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から44年3月まで
② 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和37年7月に結婚した後、39年ごろに国民年金の加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。

昭和40年7月にA市B区から同市C区に転居した後も、それまでと同様に私が自宅に来ていた女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。当時の保険料月額は200円ぐらい又は300円までであったと思う。

申立期間の国民年金保険料について、夫の分だけ納付済みとされ、私の分が未納となっているのは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

そこで、回答後に、A市からC区の被保険者名簿を入手したところ、i) 申立期間①について、被保険者名簿では夫婦共に空欄のままとなっていたこと、ii) 区の被保険者名簿では夫婦共に同じ内容となっているにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では、夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされて、私の保険料のみ未納とされていること、iii) 申立期間②について、申立人の夫の被保険者名簿を見ると、申立期間の保険料納付日はすべて昭和47年6月30日付けとなっているが、これは、同年4月から同年6月までの夫婦の保険料納付日と同一であるから、私の分の保険料も一緒に納付されているはずであることから、新たな資料として、C区の被保険者名簿を提出して、年金記録確認第三者委員会に再び申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、再申立てに対する年金記録確認第三者委員会から記録訂正が認められない旨の回答の中で、A市C区への転入日付けが、昭和47年6月30日とされていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することができ

ないとあるが、D市から戸籍の附票を入手したところ、A市B区から同市C区への転入日付けは40年7月8日とされており、C区の被保険者名簿の記載が誤っていることは明らかであり、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについては、A市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金に係るB区からC区への転入手続は昭和47年6月30日に行われたと記録されており、この時点において、申立人が同区で申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付できないこと、また、夫の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①の保険料を特例納付、申立期間②の保険料を過年度納付していることが確認でき、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容と符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな資料として、A市C区の夫婦の国民年金被保険者名簿を提出したが、当該資料については、既に当委員会が入手し、調査及び分析の上審議しているものであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には該当しないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

そこで今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな資料として、申立人の戸籍の附票を提出したが、この資料についても、既に当委員会が社会保険事務所を通じてD市から入手し、調査及び分析した上で、決定の根拠としたものであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認め難い。

これらのことを総合的に判断すると、申立人提出の資料からは、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を示す内容は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年6月までの期間及び平成13年12月から14年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月から同年6月まで
② 平成13年12月から14年10月まで

平成11年2月に会社を退職した際、母と一緒にA社会保険事務所(当時)に出向き、国民年金の加入手続を行った。その場で、母が申立期間①の国民年金保険料を一括で納めてくれたはずである。

申立期間②については、母が死去した後だったので、自分が社会保険事務所(当時)で手続を行い、後日、郵送されて来た納付書により社会保険事務所で、この時も一括して国民年金保険料を納付したはずである。金額については、10万円以上であった記憶がある。

申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②のいずれについても、会社を退職した際、社会保険事務所に出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、少なくとも申立期間①については、厚生年金保険被保険者資格の喪失の2か月後である平成11年4月23日になって、社会保険事務所から、国民年金への切替手続に係る勧奨通知が送付されていることが確認でき、自ら手続したとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、いずれも資格の取得手続を行った後、就職活動中に一括して納付したと申し立てているものの、国民年金の被保険者資格の取得手続時点においては、保険料の納付期間を限定することはできないことから、一括納付したとする申立内容の不自然さ

は否めない。

さらに、申立期間は、それぞれ5か月及び11か月と短期間であるものの、当時は既に国民年金保険料の収納等に係るオンライン処理化が導入された以降の期間であり、また、平成9年1月以降は基礎年金番号が導入されたことに伴い、記録漏れ及び記録誤り等は考え難く、特に14年4月以降は、保険料の収納業務が国に一元化されたことに伴い、保険料の納付記録については、金融機関等からの電磁的データによる事務処理の機械化が一層促進された時期であり、保険料の収納及び納付記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、一括して10万円以上を納付したと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、平成17年7月から同年10月までの保険料を同年12月15日付けで、妻と共に一括納付しており、その合計金額は10万8,640円となることから、当該期間の保険料の納付と混同している可能性も否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで

申立期間当時、大学生だったが、私の国民年金の加入手続は母が行い、国民年金保険料についても母が納付してくれていたと思う。

具体的なことは分からないが、申立期間当時、オレンジ色の年金手帳を見たことがあり、また、母から、「あなたの国民年金保険料は私が納付しているから、あなたは納付する必要は無い。」と言われたことを記憶している。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年7月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間当時においては、申立人は、国民年金の任意未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から62年3月まで

昭和58年12月ごろ、A市役所から、加入勧奨のはがきが来たので、母がA市役所へ行き、加入手続をしてくれたと思う。

手続後の国民年金保険料の納付は、昭和61年4月から母が第3号被保険者となるまでは、母自身の分と一緒に納付し、その後も、母が納付してくれてはらずである。

申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金の任意未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市が保存する国民年金被保険者名簿を調査したが、申立人に係る記録は見当たらなかった。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7921 (事案 3128 及び 5107 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 15 日まで

前回の年金記録確認第三者委員会の審議においても主張していたが、脱退手当金を受領したとされる昭和 40 年 3 月 24 日には、A 県 B 市を居住地としていたこと、及び今回提出した除籍謄本には、息子が同年 * 月 * 日に出生したことを示す記録があり、同年 3 月 24 日には既に妊娠していたことから、E 市で脱退手当金を受領することは物理的に不可能である。

申立てが認められないのは、同時期に C 社を退社した女性が脱退手当金を受領したことを理由としているが、そのすべての者は D 地方に居住地があり、私の場合とは全く状況が異なるため、納得ができない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主 (C 社) による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が否定できないこと、及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 24 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さがうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 27 日付け及び同年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が新たな事情として提出した除籍謄本及び母子手帳は、前回の審議において、「支給決定時は A 県に居住していたため、脱退手当金を受け取ることはできない。」と主張していたことについての補足資料であるが、「申

立人の資格喪失日(昭和40年1月15日)の約1年から2年後(昭和41年3月から42年2月)に資格を喪失し脱退手当金を受給している6人の脱退手当金裁定請求書を見ると、そのうち4人は居住地に近い銀行において隔地払い、1人は指定口座への振込み、もう1人が事業所を管轄する社会保険事務所(当時)において当地払いにより支払われていることが確認できることから、居住地に関係なく、受領することは可能である。」との委員会としての判断を変更すべき新たな資料には当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月1日から22年4月15日まで
② 昭和23年9月17日から25年4月11日まで
③ 昭和25年4月11日から26年10月19日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和26年11月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、保険給付欄に脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の記載が有り、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月5日から26年1月25日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和26年10月1日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に脱退手当金を支給したことを示す「脱退」の記載が有り、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、前述被保険者台帳の備考欄には「48条2項」と記載されているところ、当時の脱退手当金は、婚姻又は分娩による退職が受給要件であり、戸籍謄本によると、申立人は脱退手当金の支給決定日から約5か月半前の昭和26年4月*日に婚姻したことが確認できる。

加えて、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月5日から34年2月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における二度目の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、昭和29年10月29日にA社を一旦退職した際、脱退手当金約3万円を受け取ったが、復職後の申立期間に係る脱退手当金については、請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金はA社における最後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和34年2月2日から約2か月後の同年3月27日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、A社における最初の資格喪失日である昭和29年10月29日については、脱退手当金が支給された事跡は無い上、備考欄に「回答済・34. 2. 19」の記載があり、申立人の脱退手当金が34年3月27日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金支給額の算定に伴い記載されたものと考えられる。

さらに、申立人は、約3万円の脱退手当金を受給したと陳述しているところ、昭和29年10月29日の資格喪失後に脱退手当金を受給したとすれば受給額は約1万2,000円となり、申立人の記憶している受給額とは相違するが、オンライン記録における支給額(2万9,390円。昭和23年6月1日から29年10月29日までの期間及び同年11月5日から34年2月2日までの期間を対象と

して、脱退手当金の支給が決定されている。)と申立人が陳述する額はほぼ符合している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7925 (事案 2534 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、A社が法人化されてから退職するまで厚生年金保険に加入していたと思っており、同社の元事業主も「申立期間に厚生年金保険料を控除していた。」と陳述していたことから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、同社と申立人は請負的な契約関係であったと考えるのが相当である等として、記録の訂正は認められなかった。

私とA社とは請負的な契約関係ではなく、そのような雇用関係はあり得ない。

前回の決定後、新たにA社の元事業主が作成した申立期間当時の厚生年金保険料控除が確認できる宣誓供述書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚等の陳述から判断して勤務は認められるものの、i) 申立人が提出した「就労期間証明書」の署名は、元事業主が書いたものとは認め難い、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録の有る者については、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の取得が同時になされていることが確認できるが、申立人が同社において雇用保険に加入した記録は確認できない、iii) 申立人は、申立期間当時の給与は歩合制で固定給は無かったと陳述していることから、同社と申立人とは請負的な契約関係であったと考えるのが相当である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行

われている。

今回、申立人は、新たな事情として、A社の元事業主の署名押印のある「宣誓供述書」と題する書面（以下「供述書」という。）及び同人の印鑑証明書を提出しており、供述書には、「i）申立人を社会保険に加入させていた、ii）社会保険関係の手続は経理担当のB氏に任せていた。B氏には全員加入させるように指示していたので、申立人の社会保険の加入が漏れるはずはない。」と記載されている。

しかし、供述書には申立人の申立期間当時の給与額及び社会保険料控除額についての具体的な記載は無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料も無いことから、供述書だけをもって、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を認めることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、供述書に記載されている経理担当者であったB氏の加入記録は確認できない上、同人の連絡先も不明であり、同人から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月24日から24年10月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、約2年間勤務したのに加入記録は3か月しかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入記録の有る昭和22年10月1日から24年10月ごろまでの約2年間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計6ページに記載された昭和生まれの元従業員のうち連絡先が判明した3人に照会し2人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧であり、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月ごろから同年12月1日まで
② 昭和26年10月1日から28年8月ごろまで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、約3年半の間、船員として勤務したので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人と同時期にA社で船員保険被保険者記録の有る元従業員13人に照会し回答のあった10人のうち1人が、「自分は、学校を卒業後の昭和25年3月にA社に船員として入社したが、申立人は、自分より前から勤務していた。また、申立人と一緒に乗っていた船がB地点付近で沈没した。」旨陳述しているところ、申立人も「20歳又は21歳のころ、A社でC職として乗った船が、自分が夜中の当番の時にB地点付近で座礁し沈没した。」と陳述している上、国土交通省海難審判所の記録によると、申立人及び元従業員の陳述に符合する事件が昭和25年8月*日に発生していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で船員として勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の回答があった10人のうち、前述の沈没した船で申立人と一緒に勤務していた元従業員を含む7人について、船員保険の加入記録を見ると、A社に入社した時期の約3か月から2年経過後に資格を取得していることが確認できることから、同社では必ずしも入社と同時に従業員を船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、昭和28年8月ごろまでA社で勤務した

と申し立てている。

しかし、前述の回答があった 10 人全員が申立人の退職日については分からないとしており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等を確認することはできない。

また、商業登記簿によると、A社は、昭和 53 年に解散しており、同社等から、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立期間①及び②における保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧あいまいであり、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から20年5月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。旧制中学校を卒業後、同社のB業務従事者だったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できること、及び同社が申立期間当時に運用していた機器に係る申立内容が元従業員の陳述と符合することから判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場及び炭鉱で働く男子の肉体労働者のみを対象としていたところ、記録上、申立人の業務内容はB業務従事者であって肉体労働者ではなかったことから、申立期間のうち、同年5月から同年9月までの期間は、申立人は厚生年金保険(労働者年金保険)の加入対象者ではなかったものと認められる。

また、A社は昭和25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先が不明であるため、同社等から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、このほかに、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から28年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A駅前にあった進駐軍管理下のB事業所でC業務に従事した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA駅前にあった進駐軍管理下のB事業所でC業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知)により、昭和24年4月1日から、連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として涉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、進駐軍労務者を管理する涉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者記録を継承するD防衛局は、「駐留軍管理下で、申立人が申し立てている「B事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。また、申立期間における申立人の人事記録及びその他申立人に関する資料等についても該当資料は無い。」と回答している。

また、日本年金機構Eブロック本部F事務センターは、「G県下における駐留軍関係の事業所名称検索を行ったが、申立人が勤務したと申し立てている事業所名は見当たらない。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚等の名前を覚えていないため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険

料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 37 年 1 月 6 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 4 月まで
③ 昭和 40 年 11 月 29 日から 43 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②については、昭和 34 年 4 月から 37 年 4 月まで A 社に勤務したのに、同年 1 月 6 日から同年 3 月 1 日までの加入記録しかない。

申立期間③については、昭和 43 年 7 月まで B 社に勤務したのに、40 年 11 月 29 日までの加入記録しかない。

申立期間もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間も A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 37 年 1 月 6 日に被保険者資格を取得している 6 人（経理担当者 1 人を含む。）は、申立人及び元同僚の陳述から、34 年ごろから 36 年ごろにかけて同社に入社したと推認されることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、A 社を退職してから、次に勤務した事業所で被保険者資格を取得するまで約 1 か月も空白は無いと申し立てている。

しかし、A 社は、「申立期間当時の書類は残っていない。」と陳述しており、

同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、前述被保険者名簿において、昭和 37 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失している元同僚は、「はっきりとした時期は覚えていないが、申立人は私より先に退社した。」と陳述している。

申立期間③については、申立人は、B社に昭和 40 年 7 月 25 日から約 3 年間勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和 52 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は同僚等の名前を記憶していないため、オンライン記録において、申立期間にB社で被保険者記録の有る元従業員 36 人に照会し 22 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 48 年 3 月 31 日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社に勤務した期間を含む昭和 47 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 31 日までの期間に、被保険者資格を喪失している者は 37 人確認できるが、そのうち、1 日付けで資格を喪失している者はいない。

また、当該 37 人のうち、申立人と同時期の昭和 48 年 2 月 25 日から 49 年 3 月 31 日までの期間に資格を喪失している元従業員 7 人について、雇用保険の記録を調査したところ、申立人と同様に、離職日は月の末日であるが、厚生年金保険も同日に資格を喪失している者が複数確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、月末まで勤務した従業員について、厚生年金保険の資格喪失日を翌月 1 日とせず、退職日の属する月に資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、B社の総務担当者は、「申立期間当時の資料は残っていないが、申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除していたのに社会保険事務所に納付していなかったとすると、保険料の計算が合わなくなるので、控除はしていなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立期間当時の経理担当者は連絡先不明であることから、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人と同様に、月の末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元従業員9人に照会し5人から回答を得たが、資格喪失月の保険料控除について記憶している者はおらず、給与明細書など資格喪失月の保険料控除を確認できる資料を保管している者もいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 12 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社が経営する店でB職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成 18 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「A社は、平成 18 年にC社に合併・買収されたため、申立期間当時の資料はすべて同社に渡している。」と陳述しているところ、C社は、「A社の事業を譲り受けたが、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の給与からの保険料控除については不明である。」としている。

また、申立人が氏名を記憶している同僚について、オンライン記録を見ても、A社に係る被保険者記録が確認できない者が複数いることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、D市の記録によると、申立人は、申立期間の約 6 か月前である平成 11 年 2 月 12 日に、社会保険離脱のため国民健康保険の被保険者資格を取得し、申立期間の終期の翌日である 12 年 6 月 2 日に、社会保険加入のため同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月5日から3年5月1日まで
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、A社で勤務し、給与額は20万円から25万円以上だったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額は20万円から25万円以上であったのに、社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は保存していないが、報酬月額は基本給部分のみで計算し、手当等は一切含まない金額を社会保険事務所に届け出ている。給与からの保険料控除は、基本給部分のみを対象とし、手当部分からは行っておらず、このことについては、社員に説明していた。」と陳述している。

また、オンライン記録から、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「基本給部分のみで標準報酬月額を計算し、社会保険の手続を行うとする事業主の説明は覚えていない。」と陳述しているが、元従業員の一人は、「事業主から、基本給部分についてのみ厚生年金保険の対象とし、手当部分には対象としないと説明があったと思う。A社を退職後に勤務した事業所の給与は、A社と同程度の金額だったが、給与からの保険料控除額は、転職後に倍額程度になった記憶がある。」と陳述しているところ、同人がA社を退職した直後に勤務した事業所に係る標準報酬月額は、A社に係る標準報酬月額の倍額程度となっていることがオンライン記録で確認できることから、同社では、社会保険事務所に届け出た報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に基づく保険料

を給与から控除していたものと推認される。

さらに、申立期間当時、A社の税務関係事務を受託していたとするB社は、「当社は、A社の税務関係事務を受託していたが、給与計算及び社会保険事務も受託していたかどうかは、当時の資料を保存していないことから、不明である。」としており、当時の担当者は、「A社の給与計算及び社会保険事務は受託していなかったことから、給与から保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立期間当時、A社における被保険者記録が確認できる元従業員と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められないほか、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 16 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金支給済みとなっていた。
脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶も無いと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和21年12月3日に支給決定されていることが確認できる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給に係る詳細な記録(支給日は昭和21年12月3日、支給金額は138円83銭)が記載されており、その内容はオンライン記録と一致しているほか、申立人の脱退手当金支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月21日から34年10月15日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社の勤務中に、事業所及び同僚から脱退手当金の説明を受けたこともなく、また、A社を退職した時に脱退手当金の請求をしたことも受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和34年12月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後158人のうち、申立人とほぼ同時期（昭和32年1月から36年12月までの期間）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している21人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め13人みられ、このうち7人は資格喪失後の6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同一日に脱退手当金を支給決定している複数の者もみられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、上記21人のうち、脱退手当金の受給記録が確認できる者は、「私は、A社の社会保険事務担当者から脱退手当金についての説明があり、退職する前に脱退手当金を同社から受け取った。」旨を陳述しているほか、脱退手当金の

受給記録が確認できない者からも、「私は脱退手当金を受け取ってはいないが、結婚を控えていた多くの若い人は、A社の社会保険事務担当者に脱退手当金の手続を依頼し、退職月の給与と一緒に脱退手当金を受け取っていた。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、脱退手当金が支給決定される直前の昭和34年11月24日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等について、社会保険庁(当時)から管轄社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できることから、当時、脱退手当金の裁定請求手続が行われたことがうかがわれる。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 19 日から 43 年 5 月 6 日まで
私は、昭和 39 年 10 月に A 社（現在は、B 社）に入社したが、その時の給与額は 3 万 9,000 円であった。
しかしながら、年金事務所の記録では資格取得時の標準報酬月額が 2 万 6,000 円とされている。
申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかし、B 社は、「当時の賃金台帳等の資料を保存していないため、申立人に対する給与支払額及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における給与支払額等を確認することができない。

一方、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が^{そきゆう}遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

また、A 社において、申立人と同日の昭和 39 年 10 月 19 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除等について事情照会したものの、複数の同僚から「入社時における初任給として 3 万 9,000 円ももらっていなかった。私の入社時の給与支給額は社会保険事務所（当時）の記録どおりであったと思う。」旨の陳述が得られ、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は見当たらないほか、上記被保険者名簿において、これら同僚の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡も認められない。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、同僚からも当時の給与明細書等の提示は無く、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、A社B支店で資格を取得した平成8年7月から9年9月までの標準報酬月額が、前職及び同支店における同年10月以降の標準報酬月額と比較して低くなっている。

申立期間の給与明細書等は持っていないが、申立期間中の給与支給額に大きな変化は無く30万円程度であったので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかしながら、A社が保管する当時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の平成8年7月1日の資格取得時の標準報酬月額は17万円として決定されていることが確認でき、オンライン記録における申立人の資格取得時の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同じく平成8年7月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にA社B支店において資格を取得している者が8人確認できるところ、C社における資格喪失時の標準報酬月額と比べて、A社B支店の資格取得時の標準報酬月額が低く記録されている者が申立人を含め3人確認できる。

加えて、申立期間中にA社B支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚を抽出して調査したものの、いずれも申立人の申立期間に

おける給与支給額及び保険料控除については不明と回答しているほか、同社の現在の事業主も「当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額については不明。」と回答しているなど、申立人の標準報酬月額が事実と反して低く届け出られていたことをうかがわせる事情等について確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7938 (事案 3098 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 15 日から同年 5 月 16 日まで
② 昭和 58 年 8 月 21 日から 59 年 1 月 11 日まで
③ 平成 2 年 12 月 27 日から 3 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

今回、新たに同僚の名前を思い出したので、これらの同僚にも話を聞いてほしい。また、申立期間当時、妻が私の健康保険被保険者証で通院及び入院をしていたこともあるので、当時の事業主等に再確認し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) 申立期間①については、申立人が名前を挙げた者についてA社での厚生年金保険の加入記録が確認できること及び同僚の陳述が得られたことから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推定できるものの、同僚等から試用期間があった旨の陳述があったことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと推定できる、ii) 申立期間②については、同僚の陳述等により、期間は特定できないものの、申立人は、B社に勤務していたことが推定できるものの、同僚等から試用期間があった旨の陳述がある上、同社では厚生年金保険と雇用保険とを一体的に加入させていたことがうかがわれる一方、申立人の雇用保険の記録が見当たらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない、iii) 申立期間③については、申立

人のC社におけるオンライン記録と雇用保険の記録が一致しており、このほかに申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

今回、申立人は、「新たに同僚の氏名を挙げるので、再調査をしてほしい。」として再申立てを行っている。

申立期間①について、申立人がA社における同僚として新たに氏名を挙げた2名のうちの1名は既に死亡しているほか、ほかの1名も所在が不明であることなどから、これらの者に当時の事情を照会することができない。

また、A社における申立期間当時の役員及び同僚に対して改めて事情照会したところ、いずれの者も前回と同じく「新規採用者については、入社後3か月程度の試用期間を設けていた。」旨を回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

申立期間②について、申立人がB社における同僚として新たに氏名を挙げた者は、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、当該同僚は、「申立人とは当時、B社で一緒に勤務していたことがあったが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明。」と陳述している。

また、今回、申立人は、「当時、妻が私の健康保険被保険者証を使って診療所に通院していた。」と主張しているところ、当該診療所は、「当時の資料は残っていない。」旨を回答していることから、申立人の主張の事実を確認することはできなかった。

さらに、B社における申立期間当時の同僚2名に改めて事情照会したものの、「既に回答したように、当時、入社後2か月から3か月程度は試用期間とされていたこと以外のことはよく覚えていない。」旨陳述している上、当時の事業主の所在も不明であり、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

申立期間③について、申立人がC社における同僚として新たに氏名を挙げた同僚に対して複数回にわたり文書照会したものの、回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、オンライン記録において、申立期間中にC社で被保険者資格を取得している同僚3名に文書照会したところ、このうちの2名からは「当時のことはよく覚えていない。」旨の回答があったほか、残りの1名については複数回にわたり照会したものの、回答は得られず、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人は、「当時、妻が私の健康保険被保険者証を使って診療所に入院していたことがある。」と主張しているところ、当該診療所は、「当時の資

料は残っていない。」旨回答しており、申立人主張の事実を確認することはできなかつた。

加えて、C社における申立期間当時の事業主及び複数の同僚に改めて事情照会したものの、いずれも「申立人が厚生年金保険に加入していたか否かまでは分からない。」と回答している上、当該複数の同僚は前回と同じく「C社に勤務していた期間と自身の厚生年金保険の被保険者期間とは一致している。」と回答しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかつた。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 4 年 1 月に、祖父が経営する A 社に入社し、現在も継続して勤務している。

ねんきん定期便を確認したところ、A 社における資格取得日が平成 4 年 10 月 1 日とされていた。

入社当初からフルタイムで勤務し、給与から社会保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人は、平成 4 年 1 月に A 社に入社し、申立期間において、同社に勤務していたものと考えられる。

一方、雇用保険の記録を見ると、申立人は、平成 3 年 5 月 20 日に B 社を離職後、求職者給付等の受給資格が決定され、申立期間のうち、4 年 1 月 1 日から同年 5 月 18 日までの期間は、基本手当の給付制限期間及び受給期間であることが確認できる。

また、複数の同僚は、「A 社では、入社後すぐには社会保険に加入させておらず、自身も入社して一定期間を経過した後に社会保険に加入したことを記憶している。」旨を陳述していることから、A 社では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがわかる。

さらに、現在、A 社の事業主である申立人の母は、「申立人は、平成 4 年 1 月 1 日に正社員として入社し、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していた。」と回答しているものの、同社は、それをうかがわせる資料を保存していない上、当時の事業主であった申立人の祖父及び事務担当者の父も既に

死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

当時の給与額が月平均 40 万円ぐらいであったことを示す資料として、預金通帳等の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しを見ると、申立期間のうち、平成 6 年 4 月から 9 年 6 月までの期間について、申立人の給与とみられる A 社からの振込みが有り、その金額はいずれも申立人の当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、保険料控除額を確認することはできない。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時の関係資料を保管していないため、標準報酬月額と給与額に差が有る理由は不明である。」と陳述している。

さらに、A社の元総務・経理担当者は、「平成 5 年ごろ、税理士の指示で給与体系を見直すとともに基本給を下げ、当該基本給のみを標準報酬月額として届出を行い、それに基づいて保険料を控除していた。」と陳述しているところ、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員が、「申立期間当時のオンライン記録上の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低額である。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録により、前述の元従業員を含む申立期間当時の被保

険者の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月までの期間のうちの 2、3 か月間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月までの期間のうちの 2、3 か月間、A 社の B 支店で C 職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社 B 支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、「当時の在籍者リストに該当する者がいないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としている。

また、A 社は、「雇用条件については個別に定めていた可能性も有るが、原則入社後 6 か月間を試用期間とし、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」としているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 62 年 3 月に被保険者資格を取得している元従業員 15 人に対し、同社における厚生年金保険に加入しない試用期間の有無について照会した結果、申立人と同じ C 職であったとする 4 人から回答が有り、そのうちの 1 人は 2 か月から 6 か月程度の、ほかの 3 人は 3 か月程度の試用期間があったとしている。

さらに、申立人は、A 社 B 支店の上司及び同僚の名前を覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで
私は、平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで A 社の B 職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。
しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社提出の在職証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において同社の B 職として勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の B 職に係る給与台帳等の人事関係資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、20 歳に達した平成元年*月*日から共済組合に加入する 4 年 4 月 1 日までの期間、C 市において国民年金に加入し、このうち申立期間を含む 2 年 2 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料を毎月、現年度納付していることが確認できる上、C 市役所国民年金課は、「申立期間当時も、当市における国民年金加入者が厚生年金保険に加入した場合、二重加入を防止するために社会保険事務所から送付される厚生年金保険加入者リストによって照合していたものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 2 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 10 日から同年 11 月 25 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 2 日から同年 11 月 18 日まで
④ 昭和 38 年 11 月 18 日から 40 年 2 月 1 日まで

A 社及び B 社に勤務した期間に係る脱退手当金を請求するため、社会保険事務所（当時）に、はがきを送ったが、その後、連絡が無かったので、同請求は認められなかったものと思っていた。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたこととされている。脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

なお、脱退手当金が支給されたことになっている昭和 43 年 6 月には、請求のためのはがきを送ったときは別の場所に住んでいた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は有るが、受給はしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 年 3 か月後の昭和 43 年 6 月 7 日に支給決定されていることが確認できる。

また、B 社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、脱退手当金の請求方法について、当初は、「申立期間における厚生年金保険を脱退する旨のはがきを社会保険事務所に送っただけで、

それ以外の書類は書いた覚えは無い。」と陳述していたが、脱退手当金裁定請求書を提出せずに、はがきのみで脱退手当金の請求手続を行うことは考え難い旨説明したところ、「裁定請求書を書いたかもしれない。」と陳述内容を変更するなど、記憶が曖昧である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和40年3月1日から41年8月24日までの期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月24日から45年1月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から45年1月31日まで

私の夫は、A社を経営し、昭和35年7月1日から45年1月までの期間、同社で厚生年金保険に加入していた。

社会保険の手続きは顧問税理士に任せて保険料も支払っていたのに、資格喪失日が昭和40年3月1日となっていることに納得ができない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B組織の回答内容から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、同社において昭和40年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している記録が確認できるところ、同年10月に定時決定の記録が確認できる上、申立人に係る健康保険被保険者証の回収不能届の提出日が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった41年1月26日より後の同年8月24日と記録されていることから、申立人の資格喪失日に係る処理がさかのぼって行われたことが認められる。

また、申立人の妻についても、上記の申立人と同様の記録が確認できるほか、従業員一人についても、A社において昭和40年9月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同日に資格を喪失している記録が確認できる上、健康保

険被保険者証の回収不能届の提出日が41年8月24日と記録されていることから、両者の資格喪失日に係る処理もさかのぼって行われていることが認められる。

しかし、A社に係る商業登記によると、申立人は、同社設立時の昭和35年3月*日から同社が解散する49年12月*日まで、同社の代表取締役であったことが確認できることから、上記の資格喪失日に係る処理に関して、社会保険事務所（当時）が代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

また、昭和39年12月から40年5月にかけてA社を退職した複数の従業員が、「A社が倒産状態となったために退職した。」旨陳述しており、申立期間当時、同社が社会保険料を滞納していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の妻は、「申立期間に係る社会保険の手続及び保険料納付等については、顧問税理士に一切を任せていた。」としているものの、申立人は事業主であり、当時の状況を知りうる立場にあったにもかかわらず、申立人自身、その妻及び従業員の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る処理並びに保険料の納付について、何ら承知していなかったとは認めることはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの資格喪失日に係る遡^{そきゅう}及処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、昭和40年3月1日から41年8月24日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、昭和41年8月24日から45年1月31日までの期間については、上記遡及処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であるとはいえない。

また、昭和40年5月に資格を喪失している元従業員は、「会社の経営が傾き、2か月から3か月間も給料がもらえなくなったので退職した。」と回答しているところ、別の元従業員は、「だんだんと従業員がいなくなり、私の次の勤務先が決まった昭和41年4月ごろには従業員は一人もいなかったように記憶している。」と回答している。

さらに、A社の申立期間当時の顧問税理士事務所は、「当時の担当税理士は既に死亡しているため詳細は不明であり、A社については資料が見当たらず、記憶している者もない。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和41年8月24日から45年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 26 日から 38 年 1 月 20 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 2 月 8 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 8 日から 41 年 3 月 21 日まで

A社、B社及びC社において勤務した申立期間については、脱退手当金が支給されたこととされているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

なお、申立期間前のD社に勤務した期間については、生活が苦しく家計の足しにするため脱退手当金を受給した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、昭和41年3月21日にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、脱退手当金が支給されたとされる同年7月時点において国民年金保険料を納付していない上、44年5月9日まで厚生年金保険の加入歴も無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後51ページに記載されている女性のうち、同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した47人について

て、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め 20 人に支給記録が確認でき、うち 17 人が資格喪失後 7 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている者が散見されることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間前に受給した脱退手当金について、「当時、生活が苦しく、自分で手続をして受給した。」と陳述していることを踏まえると、脱退手当金の制度について認識があったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 63 年 12 月まで

私は、A社に勤めた後、その親会社であるB社に昭和 52 年 11 月から 63 年 12 月までの約 10 年間勤務した。当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されており、健康保険被保険者証を提示して医療機関にかかったこと及び健康保険から出産に係る一時金の給付を受けたことを覚えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立期間当時の取締役の陳述から、申立人は、昭和 53 年ごろから 63 年ごろまで同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人と同時期にA社からB社に転籍した同僚も、「B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、事業主に厚生年金保険への加入を求めたが聞き入れられず、国民年金に加入した。」と陳述し、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を定額納付するとともに、61 年 4 月から平成 3 年 1 月までの期間も国民年金に加入している。なお、申立人は、A社が適用事業所ではなくなった 52 年 11 月 30 日に資格を喪失しているところ、同社も申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人及び上記同僚が、申立期間当時にA社及びB社において経理事務を担当していたと記憶する者も、オンライン記録から、昭和 55 年 4 月から 59 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間において、第一子及び第二子の出生に際して、健康保険から出産に係る一時金が支給された。」と陳述しているところ、全国健康保険協会C支部は、「申立期間において、申立人に給付した記録は無い。」

と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 21 日まで

A社で勤務していた昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 21 日までの期間について、社会保険事務所（当時）に年金の加入記録を照会したところ、当該期間は脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社は結婚のために辞めたが、脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 5 月 4 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 50 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし同社には正社員の事務として勤務した。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によるとA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時に社会保険事務を担当していた元事業主の妻は、「資料は既に廃棄しており確認できないが、昭和50年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になったため、それ以前の厚生年金保険料を給与から控除していたとは思えない。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和50年4月1日に被保険者資格を取得した記録がある元従業員は、「私が昭和50年ごろに入社したとき、元事業主の妻から、『今は厚生年金保険に未加入であるが今後厚生年金保険に加入する。』と説明があった旨を記憶している。同年3月以前の厚生年金保険料の控除はなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立人が自身の元同僚と陳述している従業員の一人名は、昭和49年4月から50年3月まで国民年金保険料を納付していることがオンライン記録

により確認できる上、同人は、「私は、昭和40年11月からA社に勤務していたが、申立期間当時は厚生年金保険に加入できないため、国民年金に加入した。厚生年金保険は、50年4月に加入したと思う。」と陳述している。

また、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 21 日から 10 年 6 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬より低く記録されていることが分かった。
申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録から、申立人のA社における離職前6か月の平均給与月額が39万9,990円(離職時賃金日額は、1万3,333円)であったことが確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会を行ったが回答が得られないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認することはできない。

また、平成5年から13年ごろまでA社と顧問契約をしていた社会保険労務士は、「私が顧問をしていた当時、賃金台帳及び給与明細書の作成は事業主が自ら行っていたので、申立人の申立期間に係る標準報酬月額と、実際に支払われていた給与額の相違については分からないが、申立期間当時、運送業等の事業所では、実際の支給額より低い標準報酬月額で届出をすることが頻繁にあったことは事実で、A社についても、事務過誤ではなく事業主がそのような届出をしたのではないか。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できる元従業員で所在の判明した17人に照会したところ、回答があった4人のうち3人は、申立人と同様に、実際に支給されていた給与額よりも標準報酬月額が低くなっていると回答しているところ、そのうちの2人が所持していた

給与明細書を見ると、実際の支給額ではなく、届出の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、上述の社会保険労務士は、「従業員の給与から控除する厚生年金保険料額は、算定基礎届に記載する標準報酬月額に基づいて私が計算していたので、届出の標準報酬月額に基づいた保険料額を控除しているはずである。」と陳述している。

また、A社に係るオンライン記録には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。当時の社長に誘われて入社し、申立期間当ても給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 5 年 2 月から同年 9 月までの A 社の給与袋から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 6 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員 20 人を抽出し、所在の判明した 13 人に照会したが、いずれの者からも回答が得られないため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の被保険者資格の取得日は厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日の平成 5 年 10 月 1 日であるところ、同社において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格の取得記録がある者から 5 人を抽出し、これら 5 人の雇用保険の被保険者資格の取得日を確認したところ、いずれも雇用保険の被保険者資格の取得日と同日又は 15 日(半月)以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では雇用保険及び厚生年金保険は、ほぼ同時期に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 35 年 11 月 1 日から平成 5 年 10 月 2 日まで、B 市において国民健康保険に加入していたことが同市の回答により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 13 年 11 月 3 日まで
厚生年金保険の加入状況等について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円である旨の回答を受けた。申立期間は月額 98 万円の給与を得ており、給与相当分の保険料が控除されていたのは間違いないので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたところ、平成 12 年 9 月 28 日付けで、10 年 9 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられ、事業所が適用事業所ではなくなった日(平成 13 年 11 月 3 日)まで継続していることが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿から、申立人は申立期間に、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間のうち、後半は厚生年金保険料等を滞納していた。」と陳述しているところ、年金事務所が提出した滞納処分票により、A社が申立期間において、継続的に厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「厚生年金保険料の滞納時期に、先付け小切手を振り出したことがあった。」と陳述しているところ、上述の滞納処分票には「平成 12 年 5 月 29 日にA社の代表者がB社会保険事務所(当時)へ来所し、滞納額 550 万円の債務を承認、また同事務所が同代表より同年 6 月から同年 11 月までの各月に 30 万円、及び同年 12 月に残額 4,890,828 円の先付証券を受託した。」との記載があることから、A社は申立期間当時、厚生年金保険料の納付に苦慮

していたとうかがえる。

加えて、申立人は標準報酬月額^{せうきゅう}の減額手続について、「社会保険事務所から説明を受けたことはない。」としているが、B年金事務所の徴収担当者は、「標準報酬月額の遡^{さく}及訂正について事業所の届出無しに訂正はしないし、社会保険事務所が一方的に訂正することはありえない。」と陳述していることから判断すると、申立期間に係る平成12年9月28日付けの当該標準報酬月額の減額処理に関して、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに処理を行い、また、A社の代表取締役であった申立人が当該減額処理に一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 16 年 12 月 11 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が低額となっているとの回答を受けた。標準報酬月額を記録の金額で届出した記憶は無いので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、59 万円と記録されていたところ、同年 6 月 19 日付けで取消処理がされた上で、同日付けでさかのぼって 11 年 7 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 13 年 9 月までは 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある元従業員 10 人に照会したところ、回答のあった 5 人のうち 3 人は、「申立人は厚生年金保険の内容について知りうる立場であった。」と陳述している。

また、上述の回答があった 5 人のうち 2 人(申立人が厚生年金保険の内容について知りうる立場であったと陳述している 1 人とほかの 1 人)は、A社が不渡りで融資が途絶えていたこと、及び平成 12 年ごろから給料の遅配があったことを陳述しており、申立人も「何度も不渡りにあって、その都度、給料を遅配したことがあった。」としていることから、申立期間において同社の資金繰りが困難な状況であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「社会保険事務所に呼び出されたことがあり、毎月の請求額を下げましょうと言われて、書類を渡された。」としており、A社が保険料を滞納していたことが推認できる。

加えて、申立人は、社会保険関係の届出の際に使用する会社印について、「社長室の金庫に保管しており、必要があれば私が取り出して使用していた。」と陳述しており、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関しても、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効及び記録の相違を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成13年10月1日から16年12月11日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、9万8,000円と記録されているが、当該記録については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとはいえないところ、申立人提出のB市民税・県民税課税台帳に記載されている社会保険料の金額は、ほぼ標準報酬月額59万円に相当する保険料と一致していることから、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

しかし、前述のとおり、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であったことが確認でき、社会保険関係の事務に係る権限を有していたことが認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において、「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年ごろから 34 年ごろまで
② 昭和 41 年 11 月ごろから 42 年 10 月ごろまで
③ 昭和 42 年 10 月ごろから 43 年 8 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、時期ははっきりしないが、昭和 33 年ごろから 34 年ごろまで A 社 B 事業所へ下請として元義兄の下で勤務していた。申立期間②は、41 年 11 月ごろから 42 年 10 月ごろまで C 市にあった D 社に在籍し、E 市にあった F 社で勤務し、G 業務に従事していた。申立期間③は、同年 10 月ごろから 43 年 8 月ごろまで、C 市にあった H 社で勤務し、I 社及び J 県にあった K 社に係る G 業務に従事していた。

申立期間①、②及び③について、いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の上司であった元義兄の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、A 社 B 事業所に下請として勤務していたことが推認できる。

しかし、元義兄は、「私は M 職として申立人を含め 4 人から 5 人の従業員を連れて作業場を回り、下請として勤務していたが、厚生年金保険の事業所として加入したことはない。下請として勤務していた親会社の方で厚生年金保険に加入したことはあるが、A 社 B 事業所では、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

また、A 社 B 事業所は、「当時の B 事業所の社会保険事務担当者に確認した

が、下請は厚生年金保険及び健康保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C市にあったD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、C市において、D社の名称で厚生年金保険の適用事業所として存在した事業所は確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間における事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所における申立人の勤務期間に関する記憶には2回の変遷^{あいまい}が見られ、記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料は無い上、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人が勤務していたとするH社の所在地に関する具体的な陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「昭和55年ごろ倒産し、当時の資料は残っていないので確認できないが、私は申立人を知らない。」と陳述している。

また、申立人が名前を記憶していた同僚1人及びH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある118人中、所在が判明し回答が得られたうちの15人が、「申立人を記憶していない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の自身の職務内容について、「I社及びK社に係るG業務に従事していた。」としているところ、上述の事業主は、「申立期間当時、取引先にK社は無く、G業務もL県の企業ぐらいいまで、J県までの企業との業務を行っている者はいなかった。」と陳述している。

加えて、上述の事業主は、「当時、厚生年金保険は入社後1か月ぐらいの試用期間後、全員加入させていた。申立人の加入記録が無いのは、すぐに辞めた

か、当社に勤務していなかったのではないか。」と陳述しているところ、申立人が名前を記憶していた同僚一人は、上述の被保険者名簿において記録が無い。

また、前述の被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間③における保険料控除を確認できる関連資料は無い上、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 1 日に A 社に入社し、62 年 2 月 26 日まで、B 業務に従事していたのに、58 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 21 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚提出の慰安旅行の写真に申立人が写っていることから、雇用上の身分（正社員、アルバイト）及び入社日までは特定できないものの、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、「当社は、B 業務には繁閑があるため、男女を問わず、最初から正社員としては採用せず、まずアルバイト及びパートとして採用し、試用期間として各人の勤務実態を見て、事業主により成績良好と認められた者のみ正社員として登用し、社会保険及び雇用保険に加入させていた。」としている。

また、事業主が、申立期間当時、A 社で経理担当者であったとする二人の者は、「試用期間中はアルバイト及びパート扱いとし、厚生年金保険の保険料は控除していなかった。」としている。

さらに、A 社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録があり、所在の判明した 13 人に照会し、7 人から回答を得たところ、そのうち申立人と同職種の業務（B 業務）に従事していたとする 5 人は、いずれも「パート及びアルバイト扱いの試用期間を経て正社員となり、その時から厚生年金保険に加入した。」と陳述している上、このうち自身の入社日を記憶している 3 人の被保険者資格の取得日をみると、入社日から 11 か月から 24 か月後となっていることが確認できるほか、これら同僚は

アルバイト扱いの試用期間中は、厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している。

なお、これら同僚の中からは、「私は、昭和 58 年 4 月に入社し、アルバイトを経て正社員となったが、申立人は私より後に入社したと記憶している。」旨の陳述もみられた。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 4 月 21 日から 15 年 4 月 1 日まで
③ 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社でD職として勤務し、申立期間②はB社でE職として勤務した。また、申立期間③はC社でE職として勤務したので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、A社において給与から厚生年金保険料を毎月数千円程度控除されていたと陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間②について、申立人は平成14年4月21日から15年3月31日までB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の求職者給付の記録によると、申立人は、申立期間中の平成15年3月7日までは前職であるF社に在職しており、同社を離職後、同年4月29日までは求職者給付を受給、同年4月30日に就職し、同年6月6日再離職したことが確認できる上、B社の同僚からも「申立人は2か月ぐらいE職として勤めていたと思う。1年間もいなかった。」との陳述が得られた。

また、B社は、平成18年6月11日に適用事業所でなくなっており、事業所は、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について不明と回答しているところ、同社に係るオンライン記録において申立期間当時に被保険者記録の有る9人の同僚のうち、所在の判明した6人に事情照会したが、回答のあった同僚からは、「B社においては、試用期間中の従業員は厚生年金保険には加入させておらず、自身も入社後7か月間は厚生年金保険に加入していなかった。」との陳述が得られた。

さらに、申立人は、申立期間と重なる平成14年4月17日から17年6月2日までの期間は、G市で国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人はC社に平成15年8月4日から16年9月30日まで勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、平成21年4月27日に適用事業所ではなくなっている上、事業主からの回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「C社の従業員は10人程度いた。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、申立期間にC社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる者は事業主及びその妻の二人のみとなっており、同社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、C社における上司、同僚等の氏名については、一人を除き記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、申立人が名前を挙げた上記同僚の被保険者記録も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間と重なる平成14年4月17日から17年6月2日までの期間は、G市で国民健康保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録によると、15年12月から20年6月までの期間は、国民年金の全額申請免除期間となっており、申立期間中の16年1月29日及び同年8月9日に免除申請を受理した記録も確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
③ 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで

私は、職業安定所での募集により A 社に就職し、昭和 55 年 8 月 1 日に社会保険に加入した。58 年 5 月から同年 7 月までの給与は 20 万円あったにもかかわらず、申立期間①の同年 8 月の標準報酬月額は一気に 11 万円に下がり、平成元年 9 月まで 11 万円となっている。

また、A 社での申立期間②及び③の給与支給額が標準報酬月額の記録に正しく反映されていないので、申立期間①、②及び③の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人提出の源泉徴収票、確定申告書控え及び市・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料控除額は、各年次とも社会保険事務所（当時）に記録されている申立人に係る標準報酬月額に基づき算出される社会保険料控除額とほぼ一致しており、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められることから、記録を訂正する必要はない。

なお、申立人主張のとおり、昭和 58 年 8 月から申立人の標準報酬月額が 20 万円から 11 万円へと 10 等級下がっているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間当時の従業員全員の標準報酬月額がいずれも 4 等級乃至 10 等級相当額下がり、8 万円乃至 11 万円となっている上、当時の事業主自身も 5 等級下がっていることが確認できる。また、同被保険者名簿から抽出調査した同僚は、「当時、A 社においては標準報酬月額については固定給部分のみを申告していたようだ。」と回答しているところ、ほかの同僚が提出した平成 11 年 6 月分の給与支給明細書を見ると、同人のオンライン記録の標準報酬月額は、同人の固定給部分と一致していることが確認できる。

申立期間②及び③について、申立人は源泉徴収票等の資料を保存していないため、申立人自身が作成した月別振込額一覧を提出しているところ、当該資料では給与振込額は確認できるものの、給与から控除されていた費目及び控除額等は不明であること、申立事業所も当時の賃金台帳等の資料を保存していないこと及び同僚も給与明細書等の資料を保存していないことなどから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

一方、上記同僚の陳述及び同僚提出の給与支給明細書からは、当時、A 社では、固定給部分のみを標準報酬月額として届けていたことがうかがわれるものの、同社は当時の賃金台帳等の資料を保存していないことなどから、これを確認することはできなかった。

また、上記被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 26 日まで

私は、平成 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 25 日まで A 社で勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社での加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までは A 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は、適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A 社は、平成 2 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、9 年 6 月 3 日には解散している上、当時の事業主は、申立期間当時の資料は保存していないとしている。さらに、申立人は同社に B 業務従事者として勤務したとしているところ、当該事業主は、「適用事業所となった後、B 業務従事者は、入社して 3 か月後に厚生年金保険に加入させていた。よって、入社後 3 か月間は、厚生年金保険料を控除していなかったはずである。」旨陳述している。

加えて、A 社に係るオンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録が有り、所在の判明した 3 人に照会し、1 人から回答を得られたものの、申立人のことは記憶に無いとしており、また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた 2 人に照会したものの、いずれも「申立期間当時、会社が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と陳述しており、これらの者から申立人の

申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から 4 年 9 月 21 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、入社3か月後には、基本給が3万円上がった記憶があり、残業代を含めると、総額で30万円程度であったため、A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、少なくとも平成3年1月には月額変更しているはずであるとして申し立てている。

しかしながら、申立人の給与振込先口座の取引明細表を見ると、申立人主張のように平成2年11月には、振込額が約12万3,000円から17万円に増えているものの、同年12月及び3年1月の振込額は、約13万6,000円及び13万4,000円と減っている上、振込額の内訳が不明のため、随時改定の要件に該当していたか否かについては、判断できない。

また、A社の事業主は、「当社は既に廃業しており、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について確認することができない。」と陳述している。

さらに、A社に係るオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない上、申立期間中に被保険者記録の有る同僚の記録を見ても、資格取得時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であり、その後の随時改定又は定時決定による標準報酬月額も申立人とほぼ同水

準で改定又は決定されており、申立人の標準報酬月額のみが低額のままで推移しているとは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、標準報酬月額が実際の給与支給額より低く届けられたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月から32年5月までの期間及び33年4月から36年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月18日から40年8月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から32年5月まで
② 昭和33年4月から36年3月まで
③ 昭和36年5月18日から40年8月21日まで

私は、中学校を卒業後にA市のB社というC職種企業に勤務し（申立期間①）、同社を退職後、D市のE社に住み込みで勤務した（申立期間②）。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、社会保険事務所の記録では、私がF社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和31年4月にB社に入社し、同社の寮で生活していた。32年5月ごろに同社を退職し、実家に戻って、家業の手伝いをしていた。」旨陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚3人の陳述及び申立人の戸籍の附票から、申立人は、昭和31年3月15日ごろから同社に勤務していることが推認できる。しかしながら、当該戸籍の附票から、同年9月29日に申立人の住所地が同社

所在地のA市から実家の住所地に異動していることが確認できるため、申立人は、当該申立期間のうち、同年9月29日ごろから32年5月までの期間において、同社に在籍していなかったものと推認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の同僚3人のうち、中学校卒業後の昭和31年3月ごろに申立人と一緒に同社に入社したとする2人は、入社から約1年後の32年3月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿から、同年3月15日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる51人のうち、上記の2人を含む34人は、生年月日が申立人と同学年の者であることが確認でき、上記の2人以外に当時の事情を聴取できた4人も、「中学校を卒業後、昭和31年3月又は同年4月に新卒者としてB社に入社した。」旨陳述している。さらに、上記の被保険者名簿から、申立期間当時の同社では、31年3月15日に34人、同年5月1日に24人及び同年11月1日に6人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該64人の中には、申立人と同様に中学校を同年3月に卒業後に同社に新卒者として入社したことが推定できる生年月日が申立人と同学年の者は確認できない上、当時の事情を聴取することができた31年3月15日の資格取得者の4人及び同年5月1日の資格取得者の1人は、「昭和30年3月に中学校を卒業し、就職難のために卒業直後に入社できなかったものの、新卒者としてB社に入社した。」旨陳述している。上記の事情を踏まえると、申立期間当時の同社では、中学校を卒業後に新卒者として入社した従業員について、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであり、申立人と同様に中学校を同年3月に卒業後に新卒者として入社した従業員は、申立人の同社退職日と推認できる前述の同年9月29日以後の32年3月15日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得する手続が行われなかったことがうかがえる。

加えて、上記複数の同僚からは、厚生年金保険の未加入期間となっている当該同僚のB社入社日から同社での被保険者資格の取得日までの期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述等は得られなかった上、同社は、平成4年9月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主、採用担当者とされる同僚及び経理担当者とされる同僚は、いずれも既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、申立人がE社での同僚として名前を挙げた者の陳述から、申立人は、当該申立期間において同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするE社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い上、オンライン記録において、類似名称を含めて適用事業所の検索を行ったが、同社の所在地を管轄する社会保険事務所に該当事業所の記録は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人と一緒にE社に勤務したとする上記

同僚の同社に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険被保険者記録も見当たらない上、当該同僚は、「申立期間当時のE社は、職員数が4人程度の小規模な個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかった。私は、同社での在籍期間中に健康保険にも加入していなかった。」旨陳述している。

さらに、E社の事業主は、既に死亡している上、申立人が同社での同僚として名前を挙げた3人のうち、上記の1人を除く2人は、所在不明であるため、これらの者から、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当該申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性18人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は9人であり、うち7人が資格喪失後約5か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立人については、同病院での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、前述のとおり、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和40年9月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、当該申立期間後の昭和43年4月10日に、申立期間とは別の勤務先ではあるものの、F社での厚生年金保険被保険者資格を再取得しているところ、当該申立期間とは別の被保険者台帳記号番号が払い出されており、当該申立期間に係る脱退手当金を受給したために別の被保険者台帳記号番号が払い出された可能性がうかがわれる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当該申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 23 日から 31 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号 49 番から 368 番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 38 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 20 人であり、その全員が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている上、複数の同僚は、「経理担当者からの説明を聞いて、脱退手当金を受給した記憶がある。」旨陳述しているほか、3 人の支給決定日が申立人と同日となっていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」と記されているほか、支給額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 31 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、A社を退職後、昭和42年11月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から19年6月1日まで
② 昭和20年2月1日から21年8月まで
③ 昭和21年8月から24年3月まで
④ 昭和24年4月から26年3月まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間の一部(申立期間①及び②)、B社に勤務した期間(申立期間③)及びC社D支社(現在は、C社E部門)に勤務した期間(申立期間④)が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社での申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る被保険者台帳索引票には、申立人が従前から同社において健康保険のみの被保険者であったことを示す「改」の表示が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、昭和19年6月1日以前から同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、日本年金機構Fブロック本部G事務センターは、「A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる健康保険の整理番号1番の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳払出票から、当該同僚の被保険者資格取得日は昭和19年6月1日であることが確認できるため、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年6月1日である。」旨回答しており、同社は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に同社が適用事業所となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、既に死亡又は所在不明となっている上、同社は、

21年10月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であるため、同社及びこれらの者から、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる同僚は、既に死亡又は所在不明となっている上、同名簿に氏名は確認できないものの、申立人が同社に入社した2年後に入社し、申立人が同社を退職するときも同社に在籍していたとされる同僚は、既に死亡しているため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、前述のとおり、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明であるため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間③について、申立人は、H県に所在したA社を退職後、I県に所在したB社に勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするB社は、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、B社について、オンライン記録において、類似の名称を含めて適用事業所の検索を行ったが、H県及びI県に所在する該当事業所は確認できなかった。

さらに、申立人は、B社の事業主の名字しか記憶していない上、同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

加えて、申立期間③のうち、昭和23年5月10日から24年2月17日までの期間について、オンライン記録から、申立人は、J社での厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認でき、申立人は、当該期間においてB社に在籍していなかったものと推認できる。

申立期間④について、申立人は、C社D支社において、N業務を行っていた旨陳述しているものの、同社での同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

また、C社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和25年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「C社D支社では、私が入社した昭和25年にO事件があり、当時の同社在籍者であれば、この出来事を記憶しているはずである。」旨陳述しており、同社発行の「C社史」にも、同年6月*日にO事件の記事が確認できるところ、申立人は、「上記の出来事に関する記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、C社K部門及び同部門L出張所は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

加えて、C社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間④における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

なお、C社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚及び同社K部門は、「当時、M機器の修理については、M機器を管理する部署が外部に委託していたのではないかと思う。」旨回答していることから、当該同僚がC社のM機器の修理を行っていたと記憶する同社の関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 10 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 10 月 10 日に A 社（現在は、B 社）に入社したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 37 年 4 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和 36 年 10 月ごろから同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が、自身の入社前から A 社に在籍していたとする同僚二人及び自身と同日に入社したとする同僚は、同社での申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和 37 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間当時の同社では、従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A 社では、入社後しばらく経ってから、一緒に入社した同僚と同じところに健康保険被保険者証をもらったと思う。」旨陳述しているところ、当該同僚は、「私は、事業主の奥さんに健康保険に入りたいと 2 回から 3 回申し出たところ、入社後半年ぐらいで健康保険被保険者証をもらった。入社してから同被保険者証をもらうまでの期間の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、B 社は、「申立期間当時の資料は残存していないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7963 (事案 3809 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から平成元年9月まで

私は、昭和55年8月から平成3年9月までの約11年間、A社に勤務しており、毎月の給与額は30万円程度であった。しかし、社会保険庁(当時)の記録では、標準報酬月額は30万円ではなく、15万円程度で推移し、低いときには8万6,000円となっており、実際に受け取っていた金額と余りにも異なっている。納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から給与明細書等の提出は無く、また、これを確認できる資料も見当たらない、ii) 申立人と同時期(昭和53年8月から56年3月までの期間)にA社に入社した同僚20人の標準報酬月額の変遷について確認したところ、11人について標準報酬月額が減額された実績があり、標準報酬月額が34万円以上の者は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、「毎月の給与として30万円程度を受け取っていたことに間違いはない。」と主張しているところ、A社の申立期間当時の給与担当者は、「給与は毎月二種類に分けて支払っていた。一つは本来の「給与」で銀行振込により支払い、もう一つは年3回支給される「賞与」を毎月払いにして手渡しで支払っていた。両方を足し合わせれば、毎月の支給額は申立人の主張する金額になるものと考えられるが、社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、「給与」のみを対象としており、この標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除していた。また、申立人の水

揚げ額には変動があったので、標準報酬月額は一定ではなく、低い時期もあったと思う。」と回答している。

一方、申立人も、賃金の支給形態が「銀行振込」と「手渡し」の二種類であったことを認めており、「両方を合わせると、申立てどおりの30万円程度であった。」旨陳述している。

また、申立人は、「申立期間において、社会保険料控除額が高いと感じた時期の同控除額は1万8,000円ぐらいであった。」旨陳述しているものの、年金事務所の記録における標準報酬月額に相当する保険料控除額とおおむね一致する。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。